

明治初年、広島県庁の民事裁判について（一）

——『自明治五年至同九年 裁判申渡案』（民第二三六号）を中心として——

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

加藤 高

紺谷 浩司

目次

- 一 資料の紹介にあたって
- 二 『裁判申渡案』 訴名等一覧表
- 三 『裁判申渡案』 本文の読下し
- 四 附属図面
- 五 控訴審事件本文の読下し
- 六 『裁判申渡案』 本文読下しの注
- 七 事件を担当した広島県官員等履歴

一 資料の紹介にあたって

筆者らが本資料の紹介を断片的ながら、最初に行ってから、すでに早くも十余年を経てしまっている。筆者らは、その後、広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会を結成し（平成一四年秋）、以来、広島高等裁判所管内の広島、山口、松江、鳥取そして岡山の各地方裁判所本庁および各支部が現に保管中の、明治期以降の民事判決原本以外の、いわゆる民事事件簿（その後、刑事事件簿も視野に入れるようになって）を中心とする裁判史料として

簿冊や帳簿の調査を行うようになっていった。

民事判決原本については、すでに先学たちの、それらを広い意味で高い研究資料的価値を有するという共通の理解と熱意が最高裁判所を動かし、その結果、現在では国立公文書館において広く研究者の利用に供されていることは周知のとおりである。

筆者らも民事判決原本が有する資料的価値の有用性を共通認識とした上で、さらに明治期以降の民事事件簿等が往時の民事(そして刑事)裁判全般の裁判状況を理解するにつき、民事判決原本と相俟つて、極めて有用な資料的価値を有するという理解に立つて、以後、これら民事裁判史料の調査を続けているが、それは民事判決原本と同様の歴史史料としての永久保存を念願している。いずれにせよ、少人数の研究会会員の、手弁当での中国五県、五地方裁判所の調査が連年続いている。そのため、本来であれば、早々に各地方裁判所本庁・支部において調査して見いだした興味深い歴史的資料の紹介も思うに任せず、いたずらに時の推移に身を委ねがちであった。今回の資料紹介も、筆者らの高齢化を思い、不十分ながらも、拙速を戒めながら、試みようとしている。

* * *

本資料は、わが国裁判所制度の創設期である「府県裁判所」時代、明治五年から同九年頃の、特筆すべきは全国に未だ裁判所が置かれていなかった時代、とくに中国地方諸県には裁判所がなく、そのため例えば当時の広島県令(現在の県知事に相当)が、県政

当初は当然に裁判長をも併任していた(行政と司法の未分化)。そしてその配下には県職員中、他県出身者を含めて、県庁内の行政組織に組み込まれた「聴訟課」という裁判事務課——明治八年末まで存続——を置き、民事刑事全般の事件を、旧藩政時代とは異なり、極めて少数の陣容で分担し、裁判実務を処理していた。明治四(一八七一)年七月一日の廃藩置県以来、徐々に民事事件数が増加していく中で、近代的な司法府たる裁判所も設置されず、全国一律の体系的に整備された近代的な民法典をはじめとする法体系も存在せず、いわんや専門的法知識と素養をそなえた裁判官、検察官そして弁護士が育成されていなかった状況下にあっても、中国地方諸県では多くの裁判を求める民事事件があった。当時の裁判がどのように行われていたのか、それは旧幕時代のそれと同じようなものであったのかなど、現代に生きるわれわれの感覚から考えるならば諸種の疑問が生じてくるのは当然である。

それらの問題に直接対応してくれるのが本資料である。明治初年代に行われた広島県庁時代の民事裁判についての『裁判申渡案』と題された本資料は、現在の『民事判決原本綴』に相当すると思われる。われわれは裁判史料調査に当たり、当初、広島は昭和二〇(一九四五)年八月、原子爆弾による市街の壊滅的損害を受けた際、共に裁判所及び裁判関係文書も灰燼に帰したと想定していたが、後日、それらは戦争末期、裁判所の英断で近郊各地に分置、疎開され、戦火を免れたことを知った。

本資料は、このように調査の時、明治七（一八七四）年以降の『訴状受取録』（現在の、民事事件簿に相当）をはじめ、各種の裁判史料簿冊の中から見出された。その内容は大部であるため、全部を一度に紹介することは——筆者らの高齢化も拍車を掛けているが——断念し、分載を余儀なくされている。内容については、全体を紹介してから、多少の頁を割いてコメントを加えることにしたいと考えている。

* * *

末尾になり大変恐縮ながら、筆者の定年後のことであるが、同僚としてそれまで公私にわたり親しくお付き合い頂いていた竹中康之氏（社会保障法担当教授）の突然の訃報に接した。壮年であり、前途有為の研究者として将来を嘱望されていただけに、その急死は惜しんでも余りある。せめて本資料の紹介を以て、在天の竹中康之氏の御冥福を心から念ずるのみである。

(1) 林屋礼二・石井紫郎・青山善充編『図説判決原本の遺産』一九九八年 信山社所収の中で、本資料の事例（明治五年二三五号「借財出入」）に関する判決——広島県から司法省へ伺いを出し、その指令に基づいて下した判決——を紹介する（本書では別の裁判史料からそれぞれ二事例を挙げている上、共著者紺谷氏も他の史料からそれぞれ二事例を紹介している）ほか、本書の中表紙左下段には本資料の表紙も掲載されている。これとは別に、「本資料」の目次（記録号及び訴名

明治初年、広島県庁の民事裁判について（一）（加藤・紺谷

など）を紹介したことがある（加藤高「明治初年代・府県裁判所異聞（一）」修道法学第二巻一・二号七二頁以下）。

(2) 数野文明「原爆とアーカイブ」国文学研究史料館『紀要——アーカイブス研究篇』第一号（二〇〇五年三月）四四頁以下参照。

（文責 加藤 高）

加藤 高 広島修道大学名誉教授（民法、日本法制史）

紺谷浩司 前西南学院大学法科大学院教授、広島大学名誉教授

（民事訴訟法）

二 『裁判申渡案』訴名等一覧表

『明治五年至九年 裁判申渡案』（広島地方裁判所民第二二六号）中、目次の訴名等一覧表（なお、原告被告の氏名は省略）である。『訴状受取録』と照合できた事件は、注記欄に*を附した。三二以下は次号に示す。

記録号	訴名	編次	注記
五年 一九八	家督相続	一	
五年 二三五	借財出入	二	
六年 六四	地所出入	三	
七年乙四六五	地所買戻	四	*

一三九（一三九）

全	三四七	論山実地検査	五	
全控	三四七	山林取戻	六	
全	三七九	負債金取戻	七	*
全	六七	山所争論	八	*
全	三一二	貸米延滞	九	*
八年	一四四〇	切川漁業妨害	一〇	
全	一四九五	湧水分取	一一	
八年	二二九六	地券書換	一二	
九年	二二七	預ケ金	一三	*
全	二一一	貸金	一四	*
全	一三七	家督相続妨碍	一五	*
八年	六五〇	地所取戻	一六	*
全	七〇〇	田用水争論	一七	*
全	一六〇	持地故障	一八	
全	九二七	買受山経界引渡	一九	*
全	一四九	売買米違約	二〇	*
全	一九一九	預ケ金	二一	
	貸金		二二	
八年	四九二	家督相続妨碍	二三	*

全	四九二	全上	二四	*
九年	四五三	貸金	二五	*
全	一二六〇	貸米	二六	*
	(貸米)		二六十二	
全	九三八	貸金	二七	
全	一四一一	貸米	二八	*
八年	七六九	貸金	二九	*
全	七六八	全上	三〇	*
八年	九九	預ケ金取戻	三一	
全	一一七六	地券書換地所引渡	三二	
九年	一一四	年号記入	三三	
全	五〇五	貸金	三四	
八年	三二	貸金並二小作米	三五	
九年	一五	貸金	三六	
全	六八五	村地故障	三七	
九年	二二二	貸金	三八	
	二二二			
	二二二			
全	八四八	絶家再建相続差纏	三九	

全 二二五一	貸 金	五 八	
全 一一〇二九	地券証名前書換	五 七	
全 一四二二五	譲受地違約	五 六	
全 一〇三〇	地券証名前書換	五 五	
全 九四	貸 金	五 四	
全 一六八九	野山入会	五 三	
全 一九八三	全 上	五 二	
九 年一〇〇〇	貸 金	五 一	
八 年二五九五	貸 米	五 〇	
全 一五五六	貸米出入	四 九	
全 二〇二五	全 上	四 八	
全 二二七九	全 上	四 七	
全 二二〇	全 上	四 六	
全 一七〇六	全 上	四 五	
九 年一九九一	全 上	四 四	
八 年一八九一	貸 金	四 三	
全 一六一九	扱子引渡違約	四 二	
九 年一六八八	経界論地	四 一	
七 年 三九七	野山差縄	四 〇	

九 年 五八八	預 ケ 金	七 七	
全 四〇五	返 米	七 六	
全 一六七一	貸 銀	七 五	
全 二二〇〇	耕地用分水	七 四	
全 二二九九五	貸 金	七 三	
全 二二九九七	貸 米	七 二	
全 二二七〇一	貸 金	七 一	
全 二二六六一	氷雪代価	七 〇	
全 二二三九〇	山代価不足	六 九	
全 二二五一四	預 ケ 金	六 八	
九 年一六六九	貸 金	六 七	
六 年 二〇一	貸 金	六 六	
全 七五五	全 上	六 五	
九 年 七五九	貸 米	六 四	
全 二四〇一	全 上	六 三	
全 一五三	貸 金	六 二	
全 一五三	貸 金	六 一	
全 四一〇	貸 米	六 〇	
全 一七六四	全 上	五 九	

明治初年、広島県庁の民事裁判について (二) (加藤・紺谷)

一四一 (二四一)

全	二七三	買受地引渡	七八	
全	二四九九	地所明渡	七九	
全	一七七	所有地草山取戻	八〇	
全	二〇五六	山経界争論	八一	
全	三〇七四	全上	八二	
六年	百九	山境界出入	八三	
九年	一六二一	預ケ金	八四	
全	一三二五	貸金	八五	
全	二〇四四	地所買戻	八六	
全	一七八一	貸米	八七	
全	九〇六	貸金延滞	八八	
全	九〇六	全上	八九	
九年	一一五三	貸附金	九〇	
八年	二五二八	貸金	九一	
九年	七九七	全上	九二	
全	一〇二六	買附酒引渡	九三	
八年	二二三六	預證文取戻	九四	
九年	一〇一一	預ケ金	九五	

出訴年別事件数

明治五年 二件
 明治六年 三件
 明治七年 七件
 明治八年 一八件
 明治九年 六四件
 不明 一件

種類別主要事件数

貸金銀 三四件
 貸米 一件
 預ケ金 六件
 家督相続 五件
 土地関係 二三件
 その他 一六件

三 『裁判申渡案』本文の読下し

〔一A〕(注1)

〔一〕 家督相続

権令 印* 課長 印** 聴訟係 印*** * [伊達]の丸朱印

五年第九十八号

** [中野]の丸朱印

高田郡土師村 I I 禎助跡相続方ノ儀ニ付

*** [緒方]の丸朱印

同村 I I 春哲 I I 與三治共差纏云々左ノ

通御処置相成候而ハ如何可有御坐哉

依テ訴状并ニ請書等相添此段奉伺候

壬申

十一月

〔一B〕

広島県管内

第六大区五小区

高田郡土師村

□□□□番屋敷

I I 與三治長男

I I 隆藏

右本家 I I 禎助跡相續兼而申付置

候条自今本家江移転日夜孜々産業ヲ

〔二A〕

明治初年、広島県庁の民事裁判について(一)(加藤・紺谷)

相當親戚ハ素ヨリ言ヲ待ス他人ト雖トモ懇ニ
相交リ万端決而粗略ノ儀致間敷候事

広島県管下

第六大区五小区

高田郡土師村

□□□□番屋敷

I I 春哲

右本家 I I 隆藏後見差許候条就テハ

〔一B〕

是迄取扱候事件相約メ且金穀出納夫々

精算相立其他ノ出入等速ニ請引致シ自宅へ

婦来産業相営可申尤従前之通り本家江

注意ハ勿論候得共一己ノ処置ハ決而不相成

何事ニ不依親戚ト談判之上取計可致

候事

広島県管下

第六大区五小区

〔三A〕

高田郡土師村

□□□□番屋敷

用係

I I 與三次

右従本家ⅠⅠ隆藏家事ヲ依頼セラレ
又ハ自身心付候儀有之候共細大トナク

專断不致諸事親戚江熟談之上処決

可致決而方今父子之間柄ヲ以適意ノ取計

〔三B〕

致間敷候尤穀物土地山林等ノ出入夫々公

平ニ差別シ請引速ニ可致候事

〔四A〕〔注2〕

權令 印* 課長 印** 聽訟係 印***

權參事

* 〔伊達〕の丸朱印
** 〔畔柳〕〔山田〕の丸朱印
*** 〔一色〕の丸朱印

高田郡土師村農亡ⅠⅠ禎助

家統ノ儀ニ付去ル壬申十一月別

紙ノ通り御裁許申渡シ有之候

処今般右同姓春哲ヨリ別冊

及出訴候ニ付一応致承札候

処右禎助跡当時戸主隆藏

実父與三次儀ハ養子タルヲ以テ

〔四B〕

右隆藏ヲ異姓ノ子ト心得違候

ヨリ訴状面ニ外戚親疎云々申立

候廉全ク錯誤ニ可有之旨申

諭候処高木枝葉ノ紛儀申募リ

再ヒ吟味ヲ得度旨申立候得共

右隆藏戸主タルベキハ当然ニ付

壬申十一月御裁許遵守可致旨

申聞訴状下付可仕筋ニ可有

御座哉書類相添此段奉伺候

明治七年三月八日

〔五A〕〔注3〕

權令 印* 課長 印** 聽訟係 印***

* 〔伊達〕の丸朱印
** 〔中野〕の丸朱印
*** 〔緒方〕の丸朱印

高田郡土師村ⅠⅠ禎助跡相統方之

儀ニ付同村ⅠⅠ春哲ⅠⅠ與三治共差

違云々左ノ通御処置相成候而ハ如何

可有御座哉依テ訴状并ニ請書等

相添此段奉伺候

壬申十一月

〔五B〕

広島県管内

第六大区五小区

高田郡土師村

□□□□番屋敷

I I 與三治長男

I I 隆藏

右本家 I I 禎助跡相続兼而申

付置候条自今本家エ移転日夜

孜々産業ヲ相営親戚ハ素ヨリ言ヲ

待ス他人ト雖トモ懇ニ相交リ万端決而

〔六A〕

粗略ノ儀致間敷候事

広島県管下

第六大区五小区

高田郡土師村

□□□□番屋敷

I I 春哲

右本家 I I 隆藏後見差許候条就

テハ是迄取扱候事件相約且金穀

出納夫々精々相立其他ノ出入等速ニ

請引致シ自宅へ帰来産業相営可

明治初年、広島県庁の民事裁判について (二) (加藤・紺谷)

〔六B〕

申尤従前之通り本家エ注意ハ勿論候

得共一己ノ処置ハ決而不相成何事ニ

不依親戚ト談判之上取計可致候

事

広島県管下

第六大区五小区

高田郡土師村

□□□□番屋敷

用係

I I 與三次

〔七A〕

右従本家 I I 隆藏家事ヲ依頼セ

ラレ又ハ自身心附候儀有之候共細

大トナク専断不致諸事親類エ熟談

之上処決可致決而方今父子之間柄ヲ

以適意ノ取計致間敷候尤穀物土

地山林等ノ出入夫々公平ニ差別シ

請引速ニ可致候事

〔七B〕

(記述ナシ)

此段奉伺候

明治七年三月八日

〔八A〕

權令 印* 課長 印** 聽訟係 印***

* 〔伊達〕の丸朱印
** 〔畔柳〕〔山田〕の丸朱印
*** 〔一色〕の丸朱印

〔二〕 借財出入
權令 印* 課長 印** 聽訟係 印***

* 〔伊達〕の丸朱印
** 〔畔柳〕〔山田〕の丸朱印
*** 〔村上〕の丸朱印

高田郡土師村農亡一禎助家統ノ

儀ニ付去ル壬申十一月別紙ノ通り御裁許

申渡有之候処今般右同姓春哲ヨリ別冊

及出訴候ニ付一応致承札候処右禎助

戸主隆藏実父與三次儀ハ養子タルヲ以テ

右隆藏ヲ異姓ノ子ト心得違候ヨリ訴状

面ニ外戚親疎云々申立候廉全錯誤

〔八B〕

ニ可有之旨申論候処尚ホ枝葉ノ紛議

申募リ再ヒ吟味ヲ得度旨申立候得共

右隆藏戸主タルベキハ当然ニ付壬申十一

月御裁許遵守可致旨申聞訴状

下付可仕筋ニ可有御座哉書類相添

出納係 印***

*** 〔平田〕の丸朱印

五年二百三十五号*****

本行文字は朱書き

第一大区東愛宕町NI萬藏ヨリ

同天神町KT喜右衛門へ掛リ候借財

出入別紙ノ通り御裁許相成候テハ如

何可有御坐哉一件書類相添奉伺

候事

三月二日

〔九B〕

(記述ナシ)

〔一〇A〕

第一大区東愛宕町

NI 萬藏

同人二男

峯吉

第一大区天神町

KT 喜右衛門

右喜右衛門儀妻実家MMY幸八

死跡及絶家居候付同家再興之志願

ニテ明治元年四月中右峯吉ヲ貰ヒ受

娘ト嫁合諸道具其他ノ品々仕送り相

〔一〇B〕

続為致候処追々借財相嵩ミ終ニ

不縁相成然ル処MMY家ニテ凡△*

金七拾三円銀拾貫七百目余外ニ〇*銀

九貫六百四拾目余之借財有之然ルニ

右峯吉儀MMY家相続中明治元

年*十二月中元銅山方ニテ緑鑿御^{（註）}扱下ケ

相願此代金八拾四円之処一時上納難

出来ニ付右品売却之上上納可致条

約ニテ実父萬藏所有之畠証文尅通

引当ニ差入置未タ上納不致候付右

明治初年、広島県庁の民事裁判について（二）（加藤・紺谷）

〔一一A〕

証文其儘官ニ有之然ルニ右負債償

却之為メMMY家家財代銀四貫三

百四拾二□*ニ売却致シ候処前書負

債之十分一ニモ難足△印*之分峯吉実

父萬藏ヨリ償却○印*之分喜右衛門

ヨリ償却致シ候付前書家財売却

金ヲ以畠証文御下ケ戻之儀申立

候事

裁断ノ見込

右峯吉義ハ喜右衛門養子ニモ無

〔一一B〕

之全MMY家之相続致シ候者

ニテ峯吉之借財ハMMY家之借財

ナリ同人離縁之上ハMMY家ヨリ償

却可致ハ勿論ニ候処及絶家候上ハ家

財売却之上償却可致外ハ無之蓋

家財売却致シ候トモ負債ノ十分一ニモ

難足雖然右畠証文ニ当リ萬藏并

喜右衛門ヨリ為請戻候義ニモ難至

候付前書売却金ヲ以テ畠証文

ハ萬藏工御下ケ戻シ相成可然歟

* 勿か

* 二字分朱字

* 二字分朱字

(一一A)

広島県管下

安芸国広島

東愛宕町

原告 N I 萬藏

同天神町

被告 K T 喜兵衛

右喜兵衛儀妻リト実家 M M Y 幸八

死跡相統人無之絶家相成居候付十三ヶ

年以前喜兵衛娘タメヘ一家ヲ借与ヘ M M

(一一B)

Y 家相立明治元辰年四月中 N I 萬藏

二男峯吉ナル者タメ智養子ニ貰請右相

統ニ付諸道具等ハ喜兵衛ヨリ付与致シ相

統為致候処峯吉行状不宜追々借財相嵩

行先相統ノ目途モ難相立旨ニ而離別致シ

峯吉ハ実家萬藏ヘ引取タメハ実父喜兵

衛ヘ引取 M M Y ハ絶家ニ相成当時ニ至而モ

相統人モ無之然ルニ峯吉義 M M Y 相統中

明治元辰年十二月中同人江旧広島藩政務

中銅山局之内ニ於テ製造ノ緑鑿八十四円ニ

(一二A)

売払候処代価一時ニ上納難出来候付峯

吉義ハ実父萬藏所有ノ家質証文ヲ借受

質物トシテ差入候付右代金貸金置候処右

之外峯吉予テ負債モ有之候処償却方之

義ニ付及争論明治五年十一月中萬藏義ハ

喜兵衛ヲ相手取及出訴候取札中右緑鑿代

金除ノ外 M M Y 家財ニ而喜兵衛ヨリ弁償

萬藏(一)於テモ弁償致シ事済ニ立至リ候処右緑鑿代

金之義ハ未タ上納不致候付家質証文ハ今ニ取置

有之萬藏(二)於テハ喜兵衛ヨリ上納家質証文請

(一二B)

戻シ呉候様申立同人(二)於テハ不承服之旨申立然ルニ

M M Y 家財喜兵衛ヨリ売却ノ節

ノ代金拾六円余有之旨申立候付右緑鑿代金

借用之義モ全 M M Y 家相統中之負債ニ付

峯吉之負債ハ M M Y 家ノ負債ニ而回家

離縁実家萬藏ヘ引取当時 M M Y ノ相統

人且町分ニ名前モ無之上ハ同人ヨリ償却可為

致筋ニモ無之且喜兵衛(二)於テモ同様之事ニ付

M M Y 家々財売却金拾六円ヲ貸付金八拾

四円ノ内ヘ抛入家質証文ハ所有主萬藏ヘ差戻

(一四A)

可申外有之間敷ト□*致候付再応大藏省へ相伺候処
御省へ伺之上可致裁許尚申出候様御指令有之

* 判読不能

候付前願之通処置任可然哉可何レト御指揮

被下度別昏原告被告□*書并家質証文写等

* 判読不能

相添此段奏伺申上候

但別昏—*

* この行朱書き

(一四A-2) *

* 追加の判文の半紙を糊付け

但別昏家質証文之義ハ甲ナル者所持家調度

ヲ入質金子借用之節ハ旧藩町役場へ申出

候ハ、右家調度ノ価ヲ相定メ別昏ノ通乙

役場ノ印ヲ申請債主へ相渡置年

季明弁金致シ候共証書面債主名前不取消

其俣借主へ請取所持為置其后ニ至リ金子借用之節ハ

右証書へ別昏家調度入質金何十円借

受候旨ヲ証書へ相添金子借用致シ候義ヲ入質ト致

候慣習ニ有之候

明治七年八月

(一四B)

(記述ナシ)

(一五A)

MMY峯吉へ貸付金御取消
之義ニ付伺

旧藩政務中銅山局之内ニ於テ製造

之緑礬当広島町MMY峯吉へ

金八拾四円ニテ売払候処代価一時納メ

兼候付家質証文為引当差入サセ

候然ル処其以前峯吉ハ同町NI

萬蔵ニ男ニシテ森本屋家へ貰請候

故ヲ以右家質証文ハ実父萬蔵ヨリ

借請候品ニテ其后MMY追々借財

(一五B)

相嵩終ニ峯吉離縁致シ就テハ右

質物之義ニ付萬蔵及出訴候付

双方取調結局峯吉之借財ハ固リ

MMYヨリ返却可申付筈之処同家ハ今日

絶家ト相成取立方無之候付家財

売払七候処拾六円八錢有之候付峯吉

借財八拾四円之内へ執入家質証文萬蔵へ

差返シ候義ニ及裁判候間差引殘

金ハ御取消相成候様致度旨相伺候

処証文之写相添右裁決之手続

〔一六A〕

申出候様御指令之趣承知仕候右ハ

裁決未済ニテ本文伺済之上可及裁許卜

存シ相伺候義ニテ則証文写並裁決之

手続等別紙之通ニ御座候付此段相伺候

以上

明治七年四月三十日 広島県権令伊達宗興 印

大藏卿 大隈重信殿

〔一六B〕(注6)

伺之趣ハ司法省江伺之上及裁許

尚可被申出事

明治七年

六月八日

大藏卿 大隈重信 印*

* 角朱印

〔一七A〕

裁判之義ニ付伺

広島県管下

安芸国広島

東愛宕町

NI 萬藏

同天神町

被告

KT 喜兵衛

右喜兵衛儀妻リト実家MMY幸八

死跡相続人無之絶家相成居候(二)付

十三ヶ年以前喜兵衛娘タメ江一家ヲ借

〔一七B〕

與へMMY家相立明治元辰年*四月中

NI萬藏ニ男峯吉ナル者タメ智養

子ニ貫受右相続ニ付諸道具等ハ喜兵衛

ヨリ付与致シ相続為致候処峯吉行状

不宜追々借財相嵩行先相続ノ目途モ

難相立旨ニテ明治三年六月中離別

致シ峯吉ハ実家萬藏へ引取タメハ

実父喜兵衛へ引取MMY家ハ絶家ニ

相成當時ニ至テモ相続人モ無之然ルニ

峯吉儀MMY相続中明治元辰

〔一八A〕

年十二月中同人へ旧広島藩政務中

* 西曆一八六八年

銅山局之内ニ於テ製造ノ緑鑿八拾四円ニ

売払候処代価一時ニ上納難出来候

ニ付峯吉儀ハ実父萬藏所有之

家質証文ヲ借受質物トシテ差入候

付右代金貸遣置候処右之外峯吉〔二〕

於テ負債モ有之候処償却方之義

ニ付及争論明治五年十一月中萬藏

儀ハ喜兵衛ヲ相手取及出訴取札中

右緑鑿代金除ノ外MMY家財ヲ以

〔一八B〕

喜兵衛ヨリ弁償萬藏〔二〕於テモ弁償致シ

事済ニ立至り候処右緑鑿代金之

儀ハ未タ上納不致候付家質証文ハ

今ニ取置有之萬藏〔二〕於テハ喜兵衛ヨリ

上納家質証文請戻シ呉候様申立

同人〔二〕於テハ不承服之旨申立然ルニMM

Y家財喜兵衛ヨリ売却ノ節ノ代金

拾六円余有之旨申立候付右緑鑿

代金借用之義モ全MMY家相統中之

負債ニ付峯吉之負債ハMMY家之

〔一九A〕

負債ニテ同家離縁実家萬藏ヘ引取

当時MMYノ相続人且町分ニ名前モ

無之上ハ同人ヨリ償却可為致筋ニモ無之

且喜兵衛〔二〕於テモ同様之事ニ付MMY

家々財売却金拾六円ヲ貸付金八拾四円

ノ内ヘ執入家質証文ハ所有主萬藏ヘ

差戻可申外有之間敷ト存候付

再応大藏省ヘ相伺候処御省ヘ伺

之上致裁許尚申出候様御指令

有之候付前頭之通処置仕可然哉

〔一九B〕

何レト御指揮被下度別紙原告被告

口書并家質証文写等相添此段

相伺候以上

但別紙家質証文之義ハ甲ナル者

所持家屋敷ヲ入質金子借用之節ハ

旧藩町役場ヘ申出候ハ、右家屋

敷ノ価ヲ相定メ別紙之通役場ノ

印ヲ申請債主ヘ相渡置年季

明弁金致シ候共証書面債主

名前不取消其假借主ヘ請取

〔二〇A〕

所持罷在其后ニ至リ金子借用之

節ハ右証書へ別紙家屋敷入賃
金何拾円借受候旨ノ証書相添
金子借用致シ候義ヲ入質ト致居
ノ慣習ニ有之候

廣島縣權令伊達宗興代理

明治七年

廣島縣權參事白濱貫禮

九月三日

司法卿大木喬任殿

〔二〇B〕* (注612)

原告人萬藏申口ノ通自己所有ノ家質証文
ヲ峰吉へ貸渡シタル上ハ乃チMMY負債
ノ引当ニ充タル事ヲ承諾シタルモノニ付被告喜
兵衛ヨリMMY遺財物売払代価拾六円

八錢ヲ綠替代金八拾四円ノ内ニ差出サセ右

綠替代金不足ノ金額ハ峯吉ヨリ差出シタル

東愛宕町ノ家屋敷ノ評価ヲ為シ綠替代金

ノ不足ヲ償ヒ尚ホ余金アリト見込ムトキハ万藏ニ

於テ右家屋敷ノ糶売ヲ為シ余金アラハ万藏ニ

ニ受取ル事ヲ願フヤ又ハ家屋敷ヲ糶売ニセス

〔二一A〕

現金ヲ以テ綠替代金ヲ償フ事ヲ願フヤ委曲

* 以下の文は朱書き

用紙は「司法省」

なお、写真を参照。

〔二一B〕

(記述ナシ)

〔二二A〕

〔三〕 地所出入

六年六四号*

申渡

司法卿
大木喬
任之印

万藏ニ問合セノ上万藏ノ情願ヲ聞届ケ右両
条ノ内ニ処分スヘシ若家屋敷ヲ糶売ニ為シタル
トキ糶売代金ニテ綠替代金ノ金額ニ不足ス
ルトモ其不足金ハ万藏ニ於テ償フニ及ハサル事ヲ
モ万藏ニ申聞クヘシ尚又万藏ト喜兵衛トノ
間ニ在ル差引ノ争アラハ証拠ヲ以テ新規ニ出
訴スヘシト申聞クヘキ事

明治七年十二月四日

* この行朱書き。な
お、用紙について

安芸国沼田郡久地村 は(注8)を参照。

原告 農 SSK 仙之助

同国同郡同村

被告 農 S-I吉兵衛代言人

同郡上安村

農 松田 徳藏

其方共地所出入一件審理ヲ遂ル処左ノ如シ

第一条 原告仙之助ヨリ安政三辰年*四月被告吉兵衛へ売渡ス

* 西曆一八五六

処ノ田地草山代金拾六兩壹歩三朱ハ受取ラザル旨原

告人申立ルト雖トモ受取ラザルノ確証無之ノミナラズ

売渡証書面ニ代正金槌ニ受取ノ明文有之上ハ右申分

不相互候事

(二二B)

第二条 右田地草山原告ヨリ被告へ売渡ス際原告(二)於テ最

前加入ノKH弥吉頼母子講二十二会返シ掛ケ銀被告吉

兵衛へ相謀タル儀ニ付寅十月会日迄ニ金拾六兩壹

歩三朱ヲ以テ買戻シ相成ルヘキ返リ証書取置キ有之

上ハ頼母子講終会相ナラズ間ハ買戻シヲ得ヘキ旨ヲ

申立被告(二)於テハ買受ケ且ツ返リ証書渡シタルハ相違ナシ

ト雖トモ期限寅年十月相過キ候トモ金員持參致サザル

上ハ返リ証書ノ約定ハ既ニ消滅ナシタルモノト申立ル元來

明治初年、広島県庁の民事裁判について(一)(加藤・紺谷)

原告ヨリ証拠ニ差出シタル返リ証書ニ田地草山ノ儀十一ヶ

年目ニ相当ル寅年十月KH弥吉頼母子会日迄ニ金拾

六兩壹歩三朱貴殿ヨリ持參被成候得ハ速ニ買戻シ

致サセ申ス可クトノ明文ニテ頼母子終会相成ラズ間ハ

買戻シ致サセ申ス可クトノ明文ニ無之上ハ原告申分不相互候

条証書面田地草山トモ被告吉兵衛所有タル可キ事

(二二A)

但訴訟入費ハ規則ノ通り原告人ヨリ償却スベシ

代書人共

右之通申渡夕間ハ其旨可相心得事

明治八年十月十九日 広島縣

(二二B)

(記述ナシ)

(二四A)(注7)

【四】 地所買戻

權令印* 山田權中属印**
權參事印***
主小島 称次印
副 矢矧權少属印

地所買戻ノ訴

原告 桑原千治郎
被告 同国 同郡 同村 農
M K 林兵衛

七年乙第四百六十五号***

*** この行朱書き

高宮郡諸木村農 T G 重兵衛代言人
桑原千治郎ヨリ同村農 M K 林兵衛
へ掛ル地所買戻ノ訴訟別紙之通御
裁許相成可然哉見込書 并 申渡書
訴答口書共相添相伺候事

明治八年

三月廿日

〔二四 B〕

（記述ナシ）

〔二五 A〕

安芸国高宮郡諸木村
農 T G 重兵衛代言人

右訴訟遂吟味処左ノ如シ

第一条 原告代言千治郎ニ於テハ明
治三年四月被告林兵衛へ売渡セシ
七畝ノ地所其価高低アリトモ五ヶ年間

〔二五 B〕

二時ノ相場ヲ以テ買戻スヘキ約定ニ付
其約ヲ遂ケサセ度キ旨被告林兵衛
ヨリ取置ク所ノ返リ証書ヲ以テ請
求セリ

第二条 被告林兵衛ニ於テハ買受ケ
シ地所五ヶ年間ナレハ旧藩札并米
麦ニテモ亦外物品ニテモ其時ノ相場
ニヨリ元買受ケシ金高江引足ルヘキ員
数ニテ売戻スヘキ約定ニ付當時ノ代
価ヲ以テ売戻スヘキ筈是レナキ旨原

〔二六 A〕

告重兵衛ヨリ取置ク所ノ売切証
書ニヨリ其請求ヲ拒メリ

右原告証拠トスル返り証書ヲ閱スルニ
五ヶ年ノ間時ノ相場ニテ戻スヘクトアリ
其意ヲ解スルニ被告ヨリ戻スヘキ物ハ
地所ニシテ其請求当ヲ得タルカ如シ
反テ被告証拠トスル売切証書ヲ檢ス
ルニ是亦五ヶ年ノ間時ノ相場ニテ戻シ
役定トアリ原告ヨリ戻スヘキ物金子ト
ナセハ時ノ相場アルヘキ物ニ非ス又旧藩

(二六B)

札并米麦等ノ相場ヲ以テ戻ストナセハ
其請求ヲ拒ム拠ル所ナキニ非サル歟
然リト雖モ互ノ申立ヲ以テ証書ニ要ス
レハ共ニ明文ナシ只其証書受授ノ際ニ
至リ売切証書ヲ作シテ後チ返リ証
書ヲ作サン故ニ其後チニ作りシ返リ証
書ノ文言ヲ推シテ原告ノ請求ヲ遂ケ
シメテ可ナラン

(二七A)

申渡書稿

申渡

明治初年、広島県庁の民事裁判について (二) (加藤・紺谷)

安芸国高宮郡諸木村
農 T G 重兵衛代言人

原告 桑原千治郎

同国同郡同村 農

被告 M K 林兵衛

其方共訴訟遂吟味処原告代言千治

郎儀ハ明治三年四月被告林兵衛ヘ売
渡セシ高宮郡諸木村ノ内字三反田ト

(二七B)

唱フ七畝ノ地所其価高低アリトモ五ヶ
年間ニ時ノ相場ヲ以テ買戻スヘキ約定
ニ付其約ヲ遂ケタキ旨申立被告林兵衛
儀ハ五ヶ年間ニ旧藩札并米麦ニテモ亦タ
外物品ニテモ其時ノ相場ヲ以テ買受ケシ
金高ヘ引足ルヘキ員數ヲ持參セハ則チ
右地所ヲ売戻スヘキ約定ノ上買ヒ取り
タルニ付當時ノ相場ヲ以テ買戻サス謂レ
是レナキ旨申立ルト雖モ明治三年四月
原告重兵衛ヘ相渡セシ返リ証書中

(二八A)

五ヶ年ノ間時ノ相場ニテ戻スヘキ文言
是レアリ旧藩札其外物品等ノ相場

一五五 (二五五)

ヲ以テ元金へ充テ売戻スヘキ明文是レ
ナキ上ハ被告申分相立チ難クニ付原告
申立ノ通當時ノ相場ヲ以テ売戻ス
可キ事

但シ訴訟入費ハ規則ノ通被告林兵
衛ヨリ弁償スヘシ

右代書人共

右ノ通申渡タ間其旨可相心得事

(二八B)

明治八年
三月 日 廣 島 縣 印

(二九A)

申 渡

安芸国高宮郡諸木村

農 T G 重兵衛代言人

原告 桑原千次郎

同国同郡同村 農

被告 M K 林兵衛

其方共訴訟遂吟味処原告代言千次

郎儀ハ明治三年四月被告林兵衛へ売渡

セシ高宮郡諸木村ノ内字三反田ト唱フ

七畝ノ地所其価高低アリトモ五ヶ年間

(一九B)

二時ノ相場ヲ以テ買戻スヘキ約定ニ付其約

ヲ遂ケタキ旨申立被告林兵衛儀ハ五ヶ

年間ニ旧藩札 并 米麦ニテモ亦タ外物

品ニテモ其時ノ相場ヲ以テ買受ケシ金高

へ引足ルヘキ員数ヲ持參セハ則チ右地所

ヲ売戻スヘキ約定ノ上買ヒ取りタルニ付当

時ノ相場ヲ以テ買戻サス謂レ是レナキ旨

申立ルト雖モ明治三年四月原告重兵

衛へ相渡セシ返リ証書申五ヶ年ノ間時

ノ相場ニテ戻スヘキ文言是レアリ旧藩

(三〇A)

札其外物品等ノ相場ヲ以テ元金へ充

テ売戻スヘキ明文是レナキ上ハ被告申分

相立チ難クニ付原告申立ノ通當時ノ

相場ヲ以テ売戻ス可キ事

但シ訴訟入費ハ規則ノ通被告林兵

衛ヨリ弁償スヘシ

右差添代書人共

右ノ通申渡々間其旨可相心得事

〔三〇B〕

明治八年
三月廿七日

廣島縣

廣島
縣

同村農

被告 M 喜内

同 T D 泰助

其方共論山実地検査遂審問処左ノ如シ

第一条

〔三一B〕

原告高祖父文七享保度*買受ル字ナウケノ谷山隠然

* 西曆一八〇一〜〇三年

村民ノ私有割持山ト相成タルニ付右文七買受ノ証書ヲ以

地所取戻方天保三年*初テ村役場へ懇出後又傳石工門

* 西曆一八三二年

ヨリ及再訴遂ニ旧広島藩郡府(三)於テ准理ノ際往昔ノ証書

ニシテ今更權利ヲ失スル旨理解ニ仍リ解訟ナストモ元来原告ノ

所為其当ヲ得サル廉旧藩申渡書写ヲ以被告申立

ルト雖モ双方解訟後ノ事タルニ付其節路口当否ノ実跡ヲ

論スヘキ憑拠ニハ採用為シ難シ

第二条

原告曾祖父文七ヨリ天明度*前条ノ地所売渡ノ証書有之

* 西曆一七八一〜八八年

処寛政年間*村内民家焼失ノ節焼滅致ス旨被告申立原

* 西曆一七八九〜一八〇〇年

告(二)於テハ民家焼失ノ儀ハ伝聞致シ居ルトモ元来地所売却

明治初年、広島県庁の民事裁判について(二)(加藤・紺谷)

〔三一A〕(注8)

【五】論山実地検査(注9)

七年第三百四十七号*

稿

申渡

安芸国沼田郡阿戸村

農 D I 傳石工門代言人

同郡上安村農

原告 松田 與左工門

同郡阿戸村

農 O H 徳八外六十八名兼惣代

一五七(二五七)

ナシタル覺ナキ上ハ売券燒失可致理アラサル旨申之双方
〔三二A〕

申争而已ニテ孰レモ明証無之ニ付採用ナシ難シ

第三条

原告〔三〕於テハ享保度*買受ノ証書中土居かま手不残ト記載

* 西曆一七一六〜三五年

有之儀ハDI九郎左エ門曾テ同山支配ノ節山内所々ノ炭

釜モ不残買受ル意ヲ書載シタル旨申立被告〔二〕於テハ文化

度*当山改帖ノ内土井釜*耆ケ所ニ相当シ間数天明度山

* 西曆一八〇四〜一七年

帳ヲ証拠ニ申立猶実地ノ景況ニ仍レハウケノ谷名称ハ一山

東面ノ総名ニシテ山帖記載ノ間数ニ数倍シ且旧庄屋共連

印差出タル享保度山帖ニモ豎三十間横七十間分七ト記載

有之上ハ原告買受ノ地所ハ則右総名中ニ包含スルノ理ナリ

然ルニ其明証無之ニ付今更何レノ地ト取極メ難シト雖モ

右間数ニ倍蓰*スル総名等テ買受タルトノ原告申立

* 元の文字は草冠に徒(シ)。

ハ採用ナシ難シ

〔三二B〕

第四条

村落一般ノ習慣ニテ売買上新書ハ各互証拠ニ取扱フ
トモ旧証或ハ依然民間ニ存在シ数年ヲ経ルモ消印等

致サ、ル儀原被ハ勿論村吏〔二〕於テモ従前ノ粗漏風タル

相違ナキ旨陳述シ且被告ヨリ差出ス第三十五号

証書中文十証人ノ捺印有之ヲ原告〔二〕於テハ同人死亡

ノ今日実否不承知ナレトモ文十從來用印ニ相違ナキ旨

申立ル上ハ該山余人へ売渡シタル事一円無之トノ原告

申立モ既往ヲ想像スル迄ノ儀ニ付無証ノ申立ハ双方

共採用為シ難シ

第五条

前書ノ論山原告〔三〕於テ享保六年*買受タルヨリ天保三

年*肇^{シメ}テ訴出ル迄百十有二年間既ニ村民ノ割持タルヲ

* 西曆一七二二年

〔三二A〕

依然等閑差置ノ理ナキ而已ナラス被告方〔二〕於テ転輾

売買ノ旧証存在シ并目今所有ノ証左アリテ或ハ紛

失スルアルモ村吏簿帳等ニテ売買ノ手統推考スルニ足レリ

況ヤ現地支配ノ実況ニ於テハ公然衆庶ノ諳知スル処

然ル上ハ既二百有余年ノ後適々存在ノ買受証

書ヲ以テ今更地所取戻ヲ請求スル原告申分ハ採用

セス依之目今現地支配ノ實際ニ基キ従前ノ通被告

七拾耆名ノ所有地タルヘキ者ト裁決ス

但

訴訟入費ハ規則ノ通原告傳右工門ヨリ弁償致ス
ヘシ

代書人

右之通裁判申渡タ間其旨可相心得事

〔三三B〕

明治八年十一月二日 廣島縣 印

〔三四A〕

裁判見込書

第一条

原告〔二〕於テハ高祖父文七儀享保六年*字ナウケノ谷山買

* 西曆一七二二年

受クル後元文度*ニ至リ草木ノミヲ売払フ処從來ノ慣

* 西曆一七三六〜四〇年

習ニテ毛上売買ハ其証タル者ナク且往古ヨリ山林所有ス

ルト雖モ年租ノ定メナキニ付遂ニハ村民ノ私有割持山ト相成タル

旨申立ルト雖モ毛上売買ノ儀ハ聞伝迄ニテ憑拠ナキ

而已ナラス従前〔二〕於テハ山所ノ租税無之成規タル上ハ今更

其有無ニ仍リ該件地所々有ノ權利得失ヲ論スヘキ筋ナケ

明治初年、広島県庁の民事裁判について（二）（加藤・紺谷）

レハ採用セス

第二条

原告〔二〕於テハウケノ谷山取戻方亡父文十儀天保三年前条
享保度買受ノ証書ヲ以始テ村役場ハ訟出其節割庄

〔三四B〕

屋等ノ取扱遷延年月ヲ涉リ慶応度*ニ至リ猶亦傳右工門

* 西曆一八六五〜六七年

ヨリ再訴遂ニ旧藩郡府〔二〕於テ受理ノ節往昔ノ証書タル

ヲ以今更權利ヲ失スル旨理解ニ仍リ不服ナカラ解訟ナシタル

旨申立被告〔二〕於テハ原告再度ノ出訴詰リ其当ヲ得サルニ付

五十五号ヨリ五十九号迄ノ通申渡有之一件落着相成

タル旨申立ルト雖モ双方共解訟後ノ事タルニ付其節済口

当否ノ実跡ヲ論スヘキ憑拠ニハ採用セス

第三条

被告〔二〕於テハ天明度*ウケノ谷山文七ヨリ村内三名ハ売渡シ証書

* 西曆一七八一〜八九年

モ有之処寛政年間*折節村民源藏居宅焼失スル砌右売

* 西曆一七八九〜一八〇一年

券モ焼滅*ナシタル旨申立原告〔二〕於テハ右失火ノ儀ハ伝聞致

* 滅の誤字か

居ルトモ元來地所売払ヒタル事無之上ハ証券アリテ焼失スル筈

有聞敷旨双方申争処寛政十一年*四月八日右失火ノ始

一五九（二五九）

(三五A)

* 西曆一七九九年

末其節庄屋共ヨリ郡府へ届出タル扣書目今村吏手元ニ存在スルヲ以テ想視スレハ失火ノ儀相違ナキニ似タリト雖モ売券ノ有無焼滅ノ実否ハ何レモ明証無之ニ付採用セ

第四条

原告(二)於テハ享保度買受ノ証書中土居かま手不殘スト記載アルハD I 九郎左エ門曾テウケノ谷山所持スル節山内所々ニ炭焼釜アルヲ指シ名ケタル儀ニテ腰林而已ナラス右釜所モ不殘買受クル意ヲ表シタル旨申立被告(二)於テハ村方文化度^{*}該山

* 西曆一八〇四〜一七年

改帖ノ内土井釜ノ壺ヶ所ニ相当シ間敷天明度山帖ヲ証拠

ニ申立ルニ付尚実地検査ヲ遂クル処ウケノ谷名称ハ一山東面ノ物名ニテ内幾許ニ区分ナシタル売買証書或ハ村吏ノ簿帖等ニテ明瞭ナレトモ右山帖中豎三十間横七十間ト記載ノ間

(三五B)

数ニハ数倍シ且旧藩以来存在ノ享保度山帖ニモ同間敷

書記有之上ハ原告買受ノ地所ハ則右惣名中ニ所在スルノ理ナリ尤右山帖ノ如キハ実地精撰ノ書ニアラス従前村吏ノ想像ニ出タル適意ノ簿帖ニテ現地ニ比照スレハ多少ノ伸縮ナキトセス然レトモ今記載ノ間敷ヲ以被告申立ル土井釜ノ壺

ヶ所ヲ思量セハ間敷凡相応シ且前条享保度ノ山帖ハ旧庄屋共ノ連印アリテ今日公書ト見据ユヘキ者ナリ然ルヲ原告(二)於テ右間敷ニ倍蓰スル惣名ウケノ谷山不殘買受タルトノ申立ハ其明証無之者ニ付採用セ

第五条

被告ヨリ差出ス証書ノ内三十五号ハ原告亡父文十証人ノ捺印有之ヲ原告(二)於テハ文十死亡ノ今日実否不承知ナレハ何トモ取極メ申立難ク尤同人從來ノ用印ニ相違無之

(三六A)

旨申立ル上ハ証人ノ実有之者ニテ該山他へ売渡シタル事一円無之トノ原告申立モ既往ヲ想像スル迄ノ儀ニ付採用セ

第六条

被告七拾壺名(二)於テ売買ノ証券曾テ所持スルモ或ハ当今紛失スル趣ニテ現在ノ証書ノミ差出ス内ウケノ谷ノ明文有之ハ無論其名異同アルモ地所同一タル旨申立

従前民間ノ粗漏習ヲ以察量スレハ紛失書誤等ノ事ナシト云難シ

第七条

村落一般ノ風習ニテ売買上新書ハ各自証拠ニ取扱トモ旧証ハ依然民間ニ存在シテ数年ノ久ヲ経ルトモ消印等不取計儀彼我熟知致シ居ルハ勿論村吏(二)於テモ右

〔三六B〕

ハ従前ノ習慣タル相違ナキ旨陳述シ且被告（二）於テ目今所有ノ証左アル而已ナラス現地ノ景況ニ於テ全ク七拾壹名ノ支配ナシ来ルニ相違無之者ト見据ユ

第八条

前条々ノ如タリトモ其要領ニ於ケルヤ享保六年*原告方

* 西曆一七二二年

ウケノ谷山買受クルヨリ天保三年*甫^{ハシメ}テ訟出ル迄^{百十}

* 西曆一八三二年

有二年間既ニ村民ノ割持タル実跡アルヲ依然等閑

差置クノ理ナキ而已ナラス被告方（二）於テ転販売買

ノ旧証ヲ存在シ剩^{アツキ}ヘ方今所有ノ証左アリテ或ハ紛失

スルアルモ村吏ノ帖簿等ニテ売買ノ手續等分明ナ

リ且現地支配ノ實際ニ於テハ公然衆庶ノ明知スル

処ニシテ慶応度*双方解訟致ス後タリトモ一円故障立

* 西曆一八六五〜六八年

論スルモノ無之然ル上ハ既ニ百五十有五年間經過ノ

〔三七A〕

旧書ヲ以テ今更地所取戻ヲ請求スル權利ニ於テハ失滅

セル者ナリ依テ目今所有ノ証拠且現地支配ノ実況ニ

付従前ノ通被告七拾壹名ノ所有地タル可キ者ト

裁決シ地券下與シテ至当ト見込ム

明治初年、広島県庁の民事裁判について（二）（加藤・紺谷）

明治八年九月

主 十四等出仕 松野 節夫

〔三七B〕

（記述ナシ）

〔三八A〕（注1）

〔六〕 山林取戻控訴

七年第三百四十七号* 裁決書

広島県下安芸国沼田郡

阿戸村平民

原告 D I 傳右衛門

三瀨県士族

右代言人 彌永 健吾

広島県下安芸国沼田郡阿戸村平民O日徳八

外六十八名へ係ル山林取戻ノ控訴

本訴遂審問処高祖父文七ナル者享保六年*十月* 西曆一七二二年

腰林一ヶ所字ウケノ谷山田広島藩ノ入札払ニテ

買受其後元文四未年*八月右山林上毛樹木ノミ村

* 朱書き

中多人數二十ヶ年切ニ売渡セシ後八十七年間ヲ
隔テ四代目文十ナル者ニ至リ天保三年*始テ山林

* 西曆一七三九年

* 西曆一八三二年

(二八B)

取戻ノ訴ヲ起セリ根元被告共ニ於テ右山林是迄
売買致シ来リ日今証書有之且村役場ノ帳簿等

ニ売買順序記載有之ナレトモ元被告共工讓渡ノ
証書無之又村役場帳簿ノ記載等モ無之上ハ全ク
被告共ニ於テ是迄山林ヲ自保ニ売買致シ来リシ
筋ニ有之然シテ被告(二)於テハ寛政年間*村方教軒

* 西曆一七八九(一八〇〇年

焼失ノ際元讓受証書ハ焼却セシ旨申立レトモ元

來讓渡セシ訳ナレハ多人數ハ讓渡セシ儀ニ付假令
焼却スルト雖トモ一通ノ証書タリトモ現在スヘキニ其儀

無之ニ於テハ右証書焼失ハ原告ニ於テ信用セス
然ルヲ初審裁判所ニ於テハ被告是迄転賣

買ノ証書有之且村役場帳簿等ニ売買ノ手續ヲ
詳細記載シアルヲ原告百有余年ノ後適々存在

(二九A)

ノ旧証ヲ以テ山林取戻ノ請求ハ不相立トニテ是迄
通被告ノ所有地タル可キトノ裁判ハ不服ナル旨陳

述セリ依テ裁決スル如左条

第一条

原告(二)於テ元文四未年*字ウケノ谷山々林上毛樹木

* 西曆一七三九年

而已十ヶ年限ニ村中多人數工売払タル旨申立レトモ

右ヲ証明スル者無之ニ於テハ信用セス

第二条

原告(二)於テ享保六年*字ウケノ谷山々林買受シ後

* 西曆一七二一年

享保十八年*ヨリ被告共方ニ於テ転賣永代讓渡シ

* 西曆一七三三年

売買致シ来リシヲ天保三年*ニ至リ始テ訴ヲ

* 西曆一八三〇年

起セシ迄一百年間黙許傍觀スルノ条理無之
而已ナラス弘化二年*巳三月亡父文十儀右山林 * 西曆一八四五年

(二九B)

ノ内被告方ノ永代売渡証書ニ証人トナリ調

印致シ有之証書等モ有之上ハ今更該山林

被告共ノ所有ニ非ストノ申立ハ不相立トス仍テ

初審裁判之通可相心得事

明治九年五月十日於大坂上等裁判所裁判申

渡者也

六等判事 櫻井直養

七等判事 上田庸熙

七等判事 高塩又四郎

〔四〇A〕^(注12)

【七】 負債金取戻

七年第三百七十九号*

申渡

広島新川場町

商

原告 H 宗十郎

安芸郡瀬戸島

被告 商 MS新右衛門代官人

同島

商

中之要左衛門

原告人H宗十郎儀妻子誠之助

〔四〇B〕

行状養家風儀ニ遭ハサルヲ以離

別之義異存ナシト雖トモ同人養家商

明治初年、広島県庁の民事裁判について (二) (加藤・紺谷)

* この行朱書き

業上ノ損失金六百円余ノ負債之レ
アリ尤養父新右衛門ヨリ誠之助エ
譲リ渡ス可キ定約ノ財産モ有之付
右負債ハイカ様ニモ被告新右衛門
ヨリ償却具候上ナラデハ離別承諾
致シガタキ旨証書ニ通ヲ以テ申立被
告代官人中之要左衛門 (三) 於テハ誠之
助ヘ託シ候商業ハ醬油四斗入三十二

〔四一A〕

挺ニ之レアリ内十一挺売払代価貸損
且ツ広島逗留中ノ費用ニ尽シ残ル二
十一挺ハ積戻シ其外遊蕩等ノ費用
六十円余ノ外借財無之旨頃日誠之助
申立通り償却遣シ置キ候付MS
商業上ニテ損失相成ル可キ謂レナキ旨ヲ
申立テ依テ誠之助取糺ス処全ク一己ニ
延米売買損失度々割烹店ニテ飲食
等ノ費用トモ六百六十円余ノ負債金
高有体申立候テハ自己ノ身上モ如何ト

〔四一B〕

ノ懼慮ヨリ六十円余ノ外負債ナシト申
置キタル旨申立ル上ハ養家商業上損

事

明治八年
三月十八日 廣島縣

失金ノ負債ニ無之段判然ナリ且ツ誠之助戸主ニ無之付財産所有ニ無之ノミナラズ前段二通ノ証書ハ亡MS林助遺跡財産譲り渡ス可キ定約迄ニテ既ニ讓受候儀ニモ無之上ハ右ノ財産ヲ以濟方申付ガタキハ勿論新右衛門へ償却申付ク可キ筋ニ無之付右借財ハ誠之助一己ノ負債タルベシ畢竟誠之助

(四二A)

懶惰放蕩一戸主タルベキ見込無之ヨリ離別ヲ得ル処原告人宗十郎儀誠之助負債ノ故ヲ以離別ヲ拒ムノ權利無之候条誠之助儀ハ実父宗十郎引受タルヘキ事

但訴訟入費ハ規則ノ通り原告人ヨリ償却可致事

旧MS誠之助事

引合人* 平 誠之助

同 井上伊兵衛

(四二B)

差添代書人共

右之通申渡候間其旨可相心得

(四三A) (注13)
【八】山所争論ノ訴

九年十月十八日申渡*

明治七年六十七号**

印*** 裁判案

印**

* 欄外に朱書き

** 「中尾」の丸朱印

*** 朱書き

**** 「横地安信」の丸朱印

安芸国豊田郡久芳村農物代

全村農

原告

W B 喜太郎

同

H D 政太郎

同

I K 鶴藏

山所争論ノ訴

全郡乃美村農物代

全村農

被告

T S 郁一郎

(四三B)

其方共詞訟実地検査上遂審問処原告ニ於テハ字ナ

大須厂山ハ往古ヨリ久芳一村共有ノ野山ニシテ関係ノ書

類ハ第壹号ヨリ第七号ニ至ル通仰寛政十年*該山被告

* 西曆一七九八年

乃美村ト争論シ遂ニ旧広島藩ノ裁許ヲ受其境界ハ字ナ

円払石塚ヨリ上ヘ見通シソウソウ谷カミ岩同腰掛岩大須厂

ガケ峯ニ至リ夫ヨリ右ヘ取り峯通り木コク*峯ニ涉リ全

*「木斛」か

峯通り左谷川ニ下リ則弥八カ渡リニ至迄ヲ原被両村ノ境界タル実

地ニ付明瞭ニシテ第壹号書面ノ通西南ハ当村共有タル相違

無之然ルヲ被告申立ルハ右裁許境界記載ノ字ナ処在ヲ異

ニシ当村ニテ角山ト唱ル村民從來ノ私林ヲ大須厂ガケト変名シ全

峯ノ右ヲ鏡石トシ当村柳力字ト唱ル山ヲ木コク峯ト云ヒ全峯通ヨ

リ北方

谷川ヘ下リ夫ヨリ川通り木コク渡リ浅力渡夫ヨリ弥八カ渡リニ至

ルヲ分界

(四四A)

トセハ其川筋或ハ木コク渡等ノ義右裁許書面ニ記載無之答ナ

シ且村民旧来私有シ既ニ券証夫々拝受シタル腰林ヲ見通シ境界

ナルトノ陳述ハ不条理ニシテ既ニ該林ハ数拾年経過ノ松林ナルハ

明治初年、広島県庁の民事裁判について(一)(加藤・紺谷)

被告ニ

於テモ詳知セル耳ナラス明治七年該論始テ発立シタルモ以前紛

譲ノ無之ヲ今更被告ノ共有大須厂山ナル筋無之仍テ寛

政十年*旧藩裁許書面ノ通境界一定ノ裁断ヲ希望

* 西曆一七九八年

セル旨申立被告ニ於テハ該山寛政度旧広島藩ノ裁決ヲ

受タル第壹貳号ノ通相違無之其境界ハ原告申立ル石塚ヨリ上ヘ全

方唱ユ腰掛岩ノ外左ニ当リ別ニ腰掛岩アリ夫ヨリ方今原告唱ル

角山私涸^ワハ則大須厂ガケニシテ全峯ノ鏡岩ヘ見通シ夫ヨリ西方

木コク峯全峯通りヨリ北方谷川ヘ下リ夫ヨリ川通り石

休渡夫ヨリ原告唱ル淵カ渡ヲ過キ弥八カ渡ニ至ル迄ヲ当村久芳村

トノ分界

(四四B)

ニシテ其東北ハ自村ノ共有タル相違ナキヲ原告申立ル如キハ寛

政度裁許状ニ記載シタル字ナノ実処ヲ履マス且方今私林角山ト

唱ルケ所ハ元来大須厂カケニシテ寛政度裁決以降ハ当村

共有ノ野山ナルヲ隠ニ私林トスルハ不条理ニテ仮令券証拝

受セルモ其元因ニ溯レハ右裁許記載ノ境内ナルニ付原告村

民ノ私有ニ非サレハ第壹号書面ノ通相成り度旨答弁セリ

因テ裁決スル如左

第一条

原被告共証拠トスル寛政度旧広島藩裁許書ハ双方全

旨趣ナレトモ書中字ナ記載ノケ所ヲ異ニシ被告方ハ石塚ヨリ原告申立ル腰掛岩ヲ除キ別ニ西戌ノ間ニアル山上ノ石ヲ腰掛岩ト唱ヘ夫ヨリ西方目今原告村民ノ私林ヲ見通鏡岩ニ至ル是

(四五A)

レ前陳裁許ノ主意ナル旨申立ルトモ原告ニ於テハ石塚ヨリソウソウ谷鏡岩腰掛岩ヘ見通ス旨双方申争ニ付右裁許

書面ヲ以実地ニ照スニ字ナ水岩広田ノ両村田地分界ヲ根拠トシ夫ヨリ

該山ヲ檢シ石塚ニ至リ是ヲ量視スルニ原告申立ル西石ハ則戌ノ方領ニシテ右書中石塚ヨリ上ヘ見通ト記載アルハ原告陳述ヲ以適當スル者トス

第二条

被告ニ於テハ原告唱ル私有ノ松林ハ自村ノ共有大須厂ガケナル旨申立ルト雖モ該論發立シタルハ明治七年ニアツテ曾テ紛論無之旨申口吻合シ且其松林ハ数十年以前ノ立木ニシテ原告村民ノ支配スルハ衆庶ノ弁知スル処而シテ明治七年迄ハ被告ニ於テ異論ナキハ全ク原告村民ノ私林タル確認

(四五B)

スルニ足レリ然ルヲ況ヤ被告共有ノ証左ナク原告村民ノ私有券証受領致ス上ハ被告ノ申分ハ採用セス

第三条

被告ニ於テハ前述原告方ノ私林ヨリ西方大須厂ガケ

峯鏡岩ヘ見通シ夫ヨリ木コク峯通北方谷川ヘ下リ川

通石休 (二) 渡 (リ) 夫ヨリ原告唱ル淵カ渡ヲ過キ弥八カ渡ニ至ル迄ヲ兩村分界ナル旨申述ルトモ寛政

度*裁許ニ於ケル木コクウ子尻ヨリ弥八渡リトアツテ川筋

或ハ兩 渡リノ順序記載無之上ハ字ナ兩端ニ処在ヲ申争フトモ原告申立ノ如ク山ウ子通ヨリ直ニ弥八渡ニ至ルヲ

以右裁許ノ旨意ニ相当セル者ト明認ス

第四条

原被告ヨリ捧呈シタル証書類ハ双方第壹号旧藩

(四六A)

裁許状其他原告第八号ヨリ十三号ニ至ル券証別冊ヲ除ク外村吏手元ノ扣書迄ニテ該件村境釐正*ノ証トスルヲ得ス * 治めるの意

第五条

前条々ニ弁明スル如ナルヲ以寛政十年*午十月廿一日付旧

広島藩該山裁許書面ニ基キ別楮見取絵図面□□*ノ通原告

唱ル境筋ソウソウ谷兩岩通大須厂ガケ峯ニ至リ夫ヨリ右ヘ取木コク峯通谷川ヘ下リ弥八ガ渡ニ至ル迄ヲ原告久芳村被告

乃美村トノ境界ト裁定ス * 判說不能

但訴訟入費ハ成則ニ照シ被告村ヨリ弁償スヘシ

代書人共

右之通裁判申渡セシ間其旨相心得可シ

〔四六B〕

(記述ナシ)

原告人

松田 徳藏

貸米淹滞訴

第五大区三小区同国山県郡上殿河内村農

被告人

K D 作藏

同大区四小区同郡上筒賀村農

同代言人

田 寫 平右衛門

其方共訴訟審理ヲ遂グル処原告ニ於テハ証書面ノ通り畑地代

〔四七B〕

殘米廿九石ヲ更ニ貸付トシタルニ期限已ニ滿チ被告人違約シタルニ付

元利皆済ノ返償ヲ受ケ度旨ヲ申立被告人ハ此ノ畑地ハ元來不

当ノ代価ニテ買受ケシ事故地券証書換ノ節ハ元券面記載ノ代

価拾八円ニテ売買セシ趣ヲ以テ連署出願可致約定ナルニ今日ニ至リ

原告人ニ於テ異議申立變約致スニ付今般原告人ヨリ請求スル所ハ

承諾致シ難キ旨申立ルト雖モ地券狀書換ノ義ハ嚴重ノ成規モ

有之事ニテ売買ノ実価ト相違シタル証書ヲ以テ券狀書換願出

可キトノ約定ハ甚不都合ノ義ナレバ採用セズ況ンヤ此ノ売切証ヲ

以テ彼ノ借用証ノ權利ヲ圧セントスルハ不条理ナレバ被告人申

分不相立因テ原告人請求ノ通り被告人ヨリ元利償済可致事

但訴訟入費ハ規則之通り被告人ヨリ元利償済可致事

原被代書人共

右之通申渡シタル間其ノ旨可相心得事

〔四七A〕(注14)

〔九〕貸米淹滞訴

明治八年九月廿七日宣告*

五等判事 藤* 印 聽訟課 印四個**

七等判事 印*** 副 印****

** 「山田」「二色」「馬渡」の丸朱印

*** 「児玉」の丸朱印

**** 「白濱」の丸朱印

***** 「松野」の丸朱印

七年三百十二号***** 朱書き

民事裁判申渡案

第五大区四小区安芸国山県郡上殿河内村

農 SK 元太郎 代言人

第二大区三小区同国沼田郡上安村農

明治初年、広島県庁の民事裁判について (一) (加藤・紺谷)

〔四八A〕 (注15)

〔一〇〕 切川漁業妨碍

八年千四百四十号*

申渡案

安芸国高宮郡下深川村

原告 農 TM 新八外十五名代代人

広島南町四番町

士族

高屋亮功

同国沼田郡八木村

被告 副戸長 KN 新兵衛代代人

備後国沼隈郡浦崎村

商 神原増次郎

安芸国沼田郡八木村総代

同 農 WB 弥右衛門

其方共切川漁業妨碍一件審理ヲ

〔四八B〕

遂ル処原告新八外十五人本年五月

結社大田川桃木瀬切川漁業ノ免

許ヲ得營業ノ際被告人ヨリ川中

央以西八木村内ニ付漁業折半受取

可キ趣申聞拒障候旨ヲ申立テ被告〔二〕

* 欄外から朱書き

於テハ中央以西八木村ノ内殊ニ従前
川成高毛収納仕来タル儀ニ付八木村
人員切川漁折半營業候權利
可有之旨申立ル抑該所川中央以
西八木村ノ内ト雖トモ人民私有ニ之レナク

全ク官有二属ス可キ箇所ニ付最前

原告ヨリ官許ヲ經タル切川漁業ヲ

被告〔二〕於テ拒ムノ權利ハ無之事

〔四九A〕

但訴訟入費ハ成規ノ通被

告人ヨリ償却スベシ

代書人

右之通申渡夕間此旨可相

心得事

明治八年十月卅一日 廣島縣

〔四九B〕

(記述ナシ)

〔五〇A〕^{〔注16〕}

【一一新】預ケ金催促ノ訴

印* 第二千五百九十六号**

安芸国豊田郡御手洗島

安信^{〔注17〕}の丸朱印

商

** 紫色の墨で手書き

預ケ金催促ノ訴

原告人

F T 幾助

同国広島下柳町

雑業

右代言人 木津 覚兵衛

同国広島西方町

商

被告人 Y N 六二

同国沼田町広瀬村

商

右代言人 三宅 六兵衛

〔五〇B〕

其方共一件審理ヲ遂ルル処被告(二)於テ原告ヨリ請求

スル処ノ旧藩札百七貫目相預リ内貳拾貳貫目

度々ニ差戻シタルニ相違ナキ処^{ソノモト}抑^モ右預リ金ノ原由

タル丁卯年^{〔注18〕}以前綿代銀ノ滞リヲ明治二巳年十二月二

* 慶応三(一八六七)年

至リ預リ証文ニ改メタルモノニ付壬申年^{〔注19〕}第三百十七号御布

明治初年、広島県庁の民事裁判について(二)(加藤・紺谷)

* 明治五(一八七二)年

〔注17〕 告ニ抛リ返済ノ義務ナキ旨申立ト雖トモ売買ノ代

金滞ハ右公布ノ限外ナリ依テ申分相タ、ズ候条

原告請求ノ八拾五貫目ノ預金被告ヨリ返戻致ス

可キ事

但訴訟入費ハ規則ノ通り被告人ヨリ償却スベシ

代書人

右之通申渡タ間其旨可相心得事

〔五一A〕

明治九年一月九日

主 権中属 一色 小十郎 印

副 中属 山田 熊 雄 印

〔五一B〕(記述ナシ)

〔五一A〕^{〔注18〕}

【一一】堤分水争之訴

一六九(二六九)

明治八年第一千四百九拾五号*

* 黒の墨書き

裁判申渡案 印*

* 「横地安信」の丸朱印

安芸国賀茂郡川角村総代

原告 K T 祖右衛門

同

N M 半三郎

堤分水争之訴

同郡丸山村総代

被告 K K 超左衛門

同

M K 壽助

其方共訴訟遂審理処左ノ如シ

第一条

因テ裁決スル左ノ如シ

〔五二B〕

原告川角村総代KT祖右衛門NM半三郎八元禄五年*三月

* 西曆一六九〇年

三日両村協議之上為取換タル亀ヶ首池分水条約書ニ涌水

分ケ取ル可キ旨記載無之上ハ被告丸山村ニ於テ其ノ輪番ニ当ル三昼

夜半ノ外ニ尚原告川角村輪番時間ニ当リ其ノ地内湧水ノ

分ナリトテ支溝五ヶ所ヘ分ケ取ル權利ハ無之旨申述ベ

タリ

被告丸山村総代KK超左衛門MK壽助八元禄五年三月三日両村

協議ノ上為取換タルハ亀ヶ首池分水ノ条約ニシテ丸山村地内

ニ湧出ル水ヲ丸山村ノ用ニ供スルハ右条約ニ關係無之

夫レ故川角村分水当番ノ時間ト雖モ混流ノ内ヨリ湧水ノ分量

ヲ料リ丸山村支溝五ヶ所ヘ分ケ取ルハ積年ノ仕来リニテ元ヨ

リ原告川角村ニ於テモ承知ノ筈ナリ且ツ元禄五年為取換

〔五二A〕

条約書ニハ湧水ヲ分取ル可キ旨記載不相見耳ナラズ湧水ヲ分

ケ取ル可ラズトノ明文モ無之双方無証ナル上ハ現在両村納得ニテ

積年仕来リタルガ確証ナシ敢テ条約ヲ破リタルニ非サ

ル旨申述タリ

被告丸山村総代ノ者共ハ十一ヶ所ノ湧水ハ亀ヶ首池条約

ニ關係ナキ別水ナル旨申立ルト雖モ己ニ亀ヶ首池水路ニ

混流シタル時ハ則チ關係無シト謂フ可カラズ然レバ

条約書ニ明文無之上ハ被告丸山村ニ於テ約定輪

番時間ノ外ニ当リ湧水ノ分ナリトテ支溝五ヶ所ヘ分ケ

取ル權利ハ無之事

第二条

〔五二B〕

被告丸山村総代ノ者共ハ原告川角村輪番時間ト雖

モ混流ノ門ヨリ湧水ノ分量ヲ料リ其ノ村支溝五ヶ所ヘ
分ケ取ルハ積年ノ仕来リニシテ原告川角村ニ於テモ
認許ノ旨申立ルト雖モ原告川角村総代ノ者共ハ
右様ノ仕来リハ曾テ無之旨申立双方無証之
申争ナルヲ以テ採用セス

第三条

被告丸山村総代ノ者共ハ元禄五年為取換条約書ニハ
湧水ヲ分取ル可キ旨不相見耳ナラズ湧水ヲ分ケ取ル可
ラズトノ明文モ無之双方無証ナル上ハ現在積年仕来
リタルガ明証ナル旨申立ルト雖モ^(注19)為取換条約書ニ

* 以下、欄外朱書部分に置き替えたか。
分水輪番ノ法ヲ立七番二番ノ時間ヲ定メタル上ハ右申
分ハ不相立

(五四A)

第四条

訴訟入費は被告丸山村ヨリ償却ス可キ事

明治九年一月十四日

一月十八日申渡済**

** この行朱書き

少属 柏屋 萬尋 印
権中属 一色小十郎 印

(五四B) (記述ナシ)

(五五A) (注20、注21)

【二二二】地券書換催促ノ訴

明治八年第千貳百九拾六号*

民事係 印**

* 朱書き

済*** 印****

** 「柏屋」の丸朱印
*** 欄外に記載

裁判 申渡案

**** 「横地安信」の丸朱印

広島県

安芸国賀茂郡竹原下市

商 K T 次助代言人

同国同郡同市

商 桐谷 善次郎

原告

同国同郡内海村

農 K Y 新藏代言人

広島新川場町

二宮金次郎へ同居

士族 高屋 亮功

(五五B)

被告

明治初年、広島県庁の民事裁判について (二) (加藤・紺谷)

其方共訴訟遂審理処左ノ如シ

第一条

原告(一)於テハ明治六年二月被告K Y新藏所有ノ田地三反四畝貳拾四步代金百四拾七円ニテ買受作配同人へ相委テ小作米ハ追テ可相定申値同年秋ニ至レハ右代金へ相当ノ利子ヲ加ヘ地所買戻ノ依頼有之ニ付其旨承諾違ハシタル処其期満ルモ不買戻折柄同年十月ニ至リ地所御發行ノ旨承知致シ買受ノ田地双方立会ノ實地見積リ代価申出度ニ付右買戻違約ノ廉督責ニ及フ処地価申出ヲ相拒ミ田地ヲモ不引渡甚迷惑ノ余リ村吏へ申出其筋ヨリ説諭アルモ入聞依之明治七年四月耕地引渡違約ノ訴ニ及ヒ御審理中同年十月地所

〔五六A〕

賣買ノ儀ニ付百四号御布告^(注)之趣モ有之地券所有セザレハ地所引渡ヲ訴ル權無之旨ヲ以テ訴状却下相成候ニ付又候今般更ニ地券書換催促ノ訴訟仕候処被告人ニ於テ右田地賣渡ノ証書ハ實際貸借ニ付元利計算可払出地所ハ難引渡旨申張り地券名前切換ヲ承諾不致ト雖モ受戻シ条約期限内ナ

レハ元利金ヲ以テ地所差戻答ナレトモ既ニ其期過去リタル上ハ被告(一)於テ自ら受戻ノ約ヲ取消タルモノニ付最初売渡証書ノ通り地券名前切換ヲ受度旨申之

第二条

被告(二)於テハ明治六年二月田地売渡証文差入^(五六B)タルハ相違ナシト雖モ右売渡シノ文体ハ従前ノ風習ニ拠リ書認メタル迄ニテ其實地所ヲ抵當ノ貸借ニ付返リ手形ト称シ同年十月迄ニ元金百四拾七円へ利子壹歩五朱ヲ加ヘ返弁スレハ地所ハ速ニ差戻スノ明約アリ且其際現金取引致シタルニハ無之抑明治三年五月三津口村実成新開再築入費村借払替ニ付該村一般ノ為メ所有之地所ヲ売渡建リノ証書ニ認メ金百円借受ケ同年十二月利子払入レ証書相改メ同四年十二月同斷其後利子相嵩ムヲ元金へ疊ミ同六年二月ニ至リ計算ノ上百四拾七円ト相成ル金員ヲ書載セタル迄ニテ明治三年五月ヨリ同六年二月ノ間三回証書々改メ其度^(五七A)每売渡ノ名ヲ仮リ實際ハ貸借ノ取引ヲ遂

ケ候義ニ付利子ノ定メモ有之而シテ名前切渡シモ不致又小作米若干ノ定メモ無之年貢諸入役モ被告ヨリ相納メ来ル等全ク地所書入ニ類スル貸借ニ付地券名前切換ノ請求ニ難応預テ實際ノ取引ニ基キ元利皆済致度旨申立

第三条

原告(二)於テ被告ヨリ三反四畝式拾四歩ノ田地ハ代金百四拾七円ニテ買受ケタル旨申立ルト雖モ売買ノ際名前切渡シノ地所ニ無之而已ナラス小作米ノ取極メモナク將タ被告所持スル返リ証書ニ拠レハ年貢ハ素ヨリ諸入役共被告ヨリ納メ来リ

(五七B)

加フルニ明治六年十月迄ニ右代金ヘ壹歩五朱ノ利子ヲ加ヘ返弁スレハ田地速ニ可差戻トノ明約アリ依之縦令地所受戻期限過去タリト雖モ實際貸借タル事明白ナルヲ以テ原告買受地トノ申分難相立然ル上ハ地券名前切換ヲ請求スル權利無之モノニ付被告申立ノ通り元金百四拾七円ヘ約定ノ利子ヲ加ヘ済方可受筋ト裁決ス

但訴訟入費ハ規則ノ通り原告ヨリ償却スヘシ

明治初年、広島県庁の民事裁判について(一)(加藤・紺谷)

右之通裁判申渡夕間其旨可相心得事
代書人

明治九年一月 主十五等出仕 小島範一郎 印
同 二月四日済* 副十四等出仕 松野節夫 印

* 紫の墨書き

(五八A)

【二二—一—2】地券書換催促ノ訴【申口】

明治八年第千式百九拾六号* 広島県

安芸国賀茂郡竹原下市

商 K T 次 助 代言人

同国同郡同市

地券書換催促ノ訴 原告人 商 桐谷 善次郎

申口

原告次助儀明治六年二月被告KY新藏ヨリ田地三反四畝式拾四歩買受ケ別紙売渡証書受取置キ被告新藏同伴ノ上右田地売買ノ義其節用係堀井徳兵衛等へ相届置候処田地名前切換ハ追テ取計可置トノ儀ニ有之然ル処右田地ハ遠隔ナルヲ以テ其俵売主新藏ニ作配致サセ年貢諸入役ハ同人

* 朱書き

一七三(一七三)

ヨリ相納ムル条約小作米ハ追テ可相定旨申値且同
〔五八B〕

年秋ニ至レハ買戻度依テ地代価ヘ相当ノ利息ヲ加
ヘ差戻可具トノ依頼ニ付承諾遣ハシ候処同年十月末ニ
至ルモ不買戻折柄地券御發行ノ旨承知仕買受ノ

田地双方立会実地代価見積リ申出度就テハ
右田地買戻違約ノ廉督責及候処地価申出

ヲ相拒ミ田地ヲモ不引渡ニ付甚迷惑ノ余リ明治
七年一月上旬副戸長SR竹四郎ヘ右次第申立

同方ヨリ被告ヘ種々説諭有之候処承引不致トノ
儀ニテ数月間埒明ケス依之同年四月耕地引渡

違約ノ出訴ニ及ヒ御採用ノ上原被双方御取糺
相成候処被告（二）於テハ彼是苦情申立時日遷

延ニ相成ル内同年十月地所売買ノ儀ニ付百四
号御布告之趣モ有之地券所有セサレハ地所

〔五九A〕
引渡ヲ訴ル權無之旨ヲ以テ訴状却下相成候ニ付

又候今般別冊訴状之通り更ニ地券書換催
促ノ訴訟仕候処被告人ニ於テ右田地売渡証

書ハ實際貸借ニ付元利金ヲ以テ請返スヘク地券
名前切換ハ承諾難相成旨申立候得共明治六

年十月迄二元利金ヲ以テ請返ヲ請求セハ地所ハ

差戻ス管ナレトモ被告（二）於テ其期ヲ失シタル上ハ自ら請
返ノ条約ヲ取消タル者ニ付子テ受取置キタル売

渡証書ニ基キ買受ノ地所ハ原告人ノ所有ニ帰
スヘキ權利有之モノニ付地券名前切換ヲ願出呉候

様御裁判被成下度奉希候事
右之通相違不申上候以上

明治九年一月廿七日 桐谷 善次郎 印

〔五九B〕（記述ナシ）

〔六〇A〕

〔二二二〕地券書換催促ノ訴
済* 印** 明治八年第千貳百九拾四号***

民事係 印****

* 欄外朱字

** 「横地安信」の丸朱印

*** 朱書き

**** 「粕屋」の丸朱印

裁判申渡案

広島県

安芸国賀茂郡竹原下市

商 K T 次助 代理人

同国同郡同市

商 桐谷 善次郎

地券書換催促ノ訴

同国同郡内海村

農 H Y 久四郎 代理人

広島新川場町

二宮金次郎ヘ同居

士族 高屋 亮功

〔六〇B〕

其方共訴訟遂審理処左ノ如シ

第一条

原告〔二〕於テハ明治六年二月被告H Y 久四郎所有ノ田

地三反七畝貳拾七步代金百四拾七円ニテ買受作配

同人ヘ相委子小作米ハ追テ可相定旨申值同年

秋ニ至レハ右代金ヘ相当ノ利子ヲ加ヘ地所買戻ノ

依頼有之ニ付其旨承諾遣ハシ候処其期満ルモ不

買戻折柄同年十月ニ至リ地券御発行ノ旨承知致

シ買受ノ田地及方立会実地見積リ代価申出度

ニ付右買戻違約ノ廉及督責処地価申出ヲ相

拒ミ田地ヲモ不引渡甚迷惑ノ余リ村吏ヘ申出

其筋ヨリ説論アルモ不聞入依之明治七年四月辨

明治初年、広島県庁の民事裁判について（二）（加藤・紺谷）

地引渡違約ノ訴ニ及ヒ御審理中同年十月地所
売買ノ儀ニ付百四号御布告之趣モ有之地券所

〔六一A〕

有セザレハ地所引渡ヲ訴ル權無之旨ヲ以テ訴狀却

下相成候ニ付又候今般更ニ地券書換催促ノ

訴訟仕候処被告人ニ於テ右田地売渡ノ証書ハ

實際貸借ニ付元利計算可払出地所ハ難引渡

旨申張リ地券名前切換ヲ承諾不致ト雖モ受戻

シ条約期限内ナレハ元利金ヲ以テ地所差戻管ナレ

トモ既ニ其期過去リタル上ハ被告〔二〕於テ自ラ受戻ノ約ヲ

取消タルモノニ付最初売渡証書ノ通り地券名前

切換ヲ受度旨申之

第二条

被告〔二〕於テハ明治六年二月田地売渡証文差入タル

ハ相違ナシト雖モ右売渡シノ文体ハ従前ノ風

習ニ拠リ書認メタル迄ニテ其実地所ヲ抵当ノ貸

〔六一B〕

借ニ付返リ手形ト称シ同年十月迄ニ元金百四拾七

円ヘ利子壹歩五朱ヲ加ヘ返弁スレハ地所ハ速ニ差

戻スノ明約アリ且其際現金取引致シタルニハ無之

抑明治三年五月三津口村実成新開再築入費

金村借払替ニ付該村一般ノ為メ所有之地所ヲ

一七五（二七五）

売渡建^りリノ証書ニ認メ金百円借受ケ同年十
 二月利子払入レ証書相改メ同四年十二月同断其
 後利子相嵩ムヲ元金ヘ疊ミ同六年二月ニ至リ
 計算ノ上四百拾七円ト相成ル金員ヲ書載セタル
 迄ニテ明治三年五月ヨリ同六年二月ノ間三回証書々
 改メ其度毎売渡ノ名ヲ仮リ實際ハ貸借ノ取
 引ヲ遂ケ候義ニ付利子ノ定メモ有之而シテ名前
 切渡シモ不致又小作米若干ノ定メモ無之年貢

〔六一A〕

諸入役モ被告ヨリ相納メ来ル等全ク地所書
 入ニ類スル貸借ニ付地券名前切換ノ請求ニ
 難応予テ實際ノ取引ニ基キ元利皆済
 致度旨申立

第三条

原告(二)於テ被告ヨリ三反七畝貳拾七歩ノ田地
 八代金百四拾七円ニテ買受ケタル旨申立ルト雖
 モ売買ノ際名前切渡シノ地所ニ無之而巳ナラス
 小作米ノ取極メモナク將タ被告所持スル返リ
 証書ニ抛レハ年貢ハ素ヨリ諸入役共被告ヨリ
 納メ来リ加フルニ明治六年十月迄ニ右代金ヘ壹
 歩五朱ノ利子ヲ加ヘ返弁スレハ田地速ニ可差
 戻トノ明約アリ依之縦令地所受戻期限過

〔六一B〕

去タリト雖モ實際貸借タル事明白ナルヲ以テ原
 告買受地トノ申分難相立然ル上ハ地券名
 前切換ヲ請求スル權利無之モノニ付被告申
 立ノ通り元金百四拾七円ヘ約定ノ利子ヲ加ヘ濟方
 可受筋ト裁決ス

但訴訟入費ハ規則ノ通り原告ヨリ償却スヘシ
 右之通裁判申渡夕間其旨可相心得事
 代書人

明治九年一月 主 十五等出仕 小島 範一郎 印
 副 十四等出仕 松野 節夫 印
 二月二日 申渡 済*

* 朱書き

〔六三A〕

〔二一三〕 地券書替催促ノ訴

九年二月十二日申渡 済*

明治八年第千貳百九十七号*

* 欄外に朱書き
 民事係 印*** ** 朱書き
 *** 「粕屋」の丸朱印
 *** 「横地安信」の丸朱印
 印*** 裁判申渡案

広島県

安芸国賀茂郡竹原下市

商 K T 次助 代言人

同国同郡同市

商 桐谷 善次郎

地券書換催促ノ訴

原告

同国同郡内海村

農 K Y 覺藏 代言人

広島新川場町

二宮金次郎へ同居

士族 高屋 亮 功

被告

〔六三B〕

其方共訴訟遂審理処左ノ如シ

第一条

原告〔二〕於テハ明治六年二月被告K Y 覺藏所有

ノ田地式反七畝式拾壹歩代金百四拾七円ニテ

買受作配同人へ相委テ小作米ハ追テ可相定

申値同年秋ニ至レハ右代金へ相当ノ利子ヲ加ヘ

地所買戻ノ依頼有之ニ付其旨承諾遣シ候

処其期満ルモ不買戻折柄同年十月ニ至リ地

券御発行ノ旨承諾致シ買受ノ田地双方立合

実地見積り代価申出度ニ付右買戻違約ノ

明治初年、広島県庁の民事裁判について（二）（加藤・紺谷）

廉督責ニ及フ処地価申出ヲ相拒ミ田地ヲモ

不引渡甚迷惑ノ余リ村吏へ申出其筋ヨリ説

諭アルモ不聞入依之明治七年四月耕地引渡違

約ノ訴ニ及ヒ御審理中同年十月地所売買ノ

〔六四A〕

儀ニ付百四号御布告之趣モ有之地券所有セ

ザレハ地所引渡ヲ訴ル權無之旨ヲ以テ訴状却

下相成候ニ付又候今般更ニ地券書換催促

ノ訴訟仕候処被告人ニ於テ右田地売買ノ証

書ハ實際貸借ニ付元利計算可払出地処

ハ難引渡旨申張り地券名前切換ヲ承諾不

致ト雖モ受戻シ条約期限内ナレハ元利金ヲ以テ

地所差戻答ナレトモ既ニ其期過去リタル上ハ被告〔三〕

於テ自ラ受戻ノ約ヲ取消タルモノニ付最初売渡

証書ノ通り地券名前切換ヲ受度旨申之

第二条

被告〔三〕於テハ明治六年二月田地売渡証文差入タル

ハ相違ナシト雖モ右売渡シノ文体ハ従前ノ風

〔六四B〕

習ニ拠リ書認メタル迄ニテ其実地所ヲ抵当ノ貸

借ニ付返り手形ト称シ同年十月迄ニ元金百四

拾七円へ利子壹歩五朱ヲ加へ返弁スレハ地所ハ速

一七七（二七七）

ニ差戻スノ明約アリ且其際現金取引致シタルニ
 ハ無之抑明治三年五月三津口村実成新開再
 築入費村借払替ニ付該村一般ノ為メ所有之
 地所ヲ売切建リノ証文ニ認メ金百円借受ケ
 同年十二月利子払入レ証書相改メ同四年十二月
 同断其後利子相嵩ムヲ元金へ疊ミ同六年二
 月ニ至リ計算ノ上四百拾七円ト相成ル金員ヲ
 書載セタル迄ニテ明治三年五月ヨリ同六年二月ノ
 間三回証書書改メ其度毎売渡ノ名ヲ仮リ
 實際ハ貸借ノ取引ヲ遂ケ候義ニ付利子ノ定メモ有之而シテ

〔六五A〕

名前切渡シモ不致又小作米若干ノ定メモ無之
 年貢諸人役モ被告ヨリ相納メ来ル等全ク地
 所書入ニ類スル貸借ニ付地券名前切換ノ請求
 ニ難応^{マカ}預^{マカ}テ實際ノ取引ニ基キ元利皆済致
 度旨申立

第三条

原告（二）於テ被告ヨリ式反七畝式拾壹歩ノ田地ハ代
 金百四拾七円ニテ買受ケタル旨申立ルト雖モ売買
 ノ際名前切渡シノ地所ニ無之而巳ナラス小作米
 ノ取極メモナク將タ被告所持スル返リ証書ニ拠レ
 八年貢ハ素ヨリ諸人役共被告ヨリ納メ来リ加フル

二明治六年十月迄ニ右代金へ壹歩五朱ノ利子（ヲ）加へ返
 弁スレハ田地速ニ可差戻トノ明約アリ依之縦令
 〔六五B〕

地所受戻期限過去タリト雖モ實際貸借タル事
 明白ナルヲ以テ原告買受地トノ申分難相立
 然ル上ハ地券名前切換ヲ請求スル權利無之
 モノニ付被告申立ノ通り元金百四拾七円へ約定ノ利
 子ヲ加へ濟方可受筋ト裁決ス
 但訴訟入費ハ規則ノ通り原告ヨリ償却
 スヘシ

代書人

右之通裁判申渡夕間其旨可相心得事

明治九年

一月

主 十五等出仕 小島範一郎 印
 副 十四等出仕 松野節夫 印

〔六六A〕（注23）

〔一三〕 預ケ金催促ノ訴

明治九年第二百十七号*

印**

** 朱書き
 ** 「横地安信」の丸朱印

裁判申渡案

安芸国高宮郡古市村

農

預ケ金催促ノ訴

原告人 O M 徳助

広島流川

士族

右代言人 長岡直夫

安芸国安芸郡新山村

農

被告人 K M 善太郎

同国同郡牛田村

農 文治郎事

〔六六B〕

被告人 T G 房徳

同国同郡同村

農 要助事

被告人 I D 邦壽

同国同郡同村

被告人 農 T H 庄五郎

同国同郡同村

農

被告人 W N 三藏

其方共一件遂審理処左ノ如シ

原告徳助儀被告五名ヨリ明治二巳年六月証書

受取預ケ置キタル旧藩札拾貫目期限過キ去リ候付

被告ヨリ返戻ヲ得ヘキ旨申立

〔六七A〕

被告五名ノ内 K M 善太郎 (二) 於テハ原告請求ノ金

員右五名ニテ相預リ預主一同調印ノ上証書相渡シタルニ

相違ナキ旨ヲ答弁ス

被告 T G 房徳外三名 (二) 於テハ証書面ノ押印ハ各

自ノ実印ニ相違ナシト雖トモ抑該村吏ノ実印ハ

従来ノ習風ニテ村用場ヘ差置キ有之ル処善太郎

庄屋在勤中一己手俣ニ調印致シ嘗テ銘々承

諾押印セシ証書ニハ之レナク付原告人ヘ返戻スベキ

義務ナシト答弁セリ仍テ判決スル左ノ如シ

第一条

被告房徳外三名 (二) 於テ原告ヨリ証拠ニ申立ル

証書ノ押印ハ各自ノ実印ニ相違ナキ旨申

立ル上ハ原告人ヘ対シ返戻ノ義務ハ免カレサル事

〔六七B〕

第二条

前条ノ通りニ付原告請求スル旧藩札拾貫目

計算旧藩札比 被告五名ヨリ原告へ少々返戻致ス可キ事
較表ニ抛ル可シ

但訴訟入費ハ規則ノ通り被告人ヨリ償却ス可シ

明治九年二月九日 主 権中属 一色小十郎印

副 中属 山田熊雄印

二月十二日申渡*

* 紫色墨書き

被告人 M U 藤 藏

該訴原告差出ス所ノ貸金証書タルヤ明治

〔六八B〕

八年一月十四日付ニ係ルヲ以被告及引合

人召喚審判中右貸借ノ原由ハ慶応

三年*以前ニ在ルノ証憑發出スルニ付尚取糺ス処

* 西曆一八六七年

原告（二）於テモ相違無之旨申立ル上ハ明治五

年十一月第三百十七号*ノ布告ニ依リ裁判

*（注17）を参照。

不及訴答却下候事

但訴訟入費ノ儀ハ規則ノ通原告人ヨリ

弁償ス可シ

明治九年二月廿三日* 主 中属 山田熊雄印

* 日にちの部分は朱書き

副 十五等出仕 小島範一郎印

代理十四等出仕 松野節夫 印

〔六八A〕（注24）

【二四】貸金催促之訴

第貳百拾号号*

印* 申 渡

広島県安芸国

安芸郡庄山田村 農

AI幾之助代理人

同 県 同 国

広島新川場町 士族

原告人 荒 木 平助

貸金催促之訴

同 県 同 国

安芸郡椽原村 農

〔六九A〕

証書裏書書案

慶応三年丁卯十二月晦日以前ノ貸金

ヲ書改メタル証書ニ付不及裁判候事

明治九年二月 広島縣七等判事 氏名

〔六九B〕（記述ナシ）

〔七〇B〕

府中村

商 M Y キクノ

右代言人

同県同国高宮郡

上中野村

商 三田谷 要平

被告

其方共訴訟遂審理処

原告人ハ*明治六年八月親族MY重次郎病氣

*「申立ツル趣」ノ五ヲ削リテハ如何「原告

人ハ」ト起筆シテハ如何」の欄外に書入れ

ノ節自分へ依託セシ次第ハ同人死亡ノ後ハ兼テ安芸

郡尾長村士族KM初太郎へ養子ニ遣ハシタル弟正

信ヲ取戻シ跡相続人ニ取極メ可具様申聞ケ置キ遂

ニ同月廿二日同人病死ニ付右遺言ニ基キKM家へ

正信取戻ノ義及掛合ト雖モ当時正信ハ同家ノ戸主ナ

ルヲ以テ其義難相叶依之不得已親族協議ノ上一旦

被告キクノヲ以テMY家相続人ト定メタリ尤其節同人

へ重次郎遺言ノ通り他日正信復籍ノ後ハ直ニ相続

〔七一A〕

ヲ譲ルヘキ旨申聞ケ置キ同人モ納得ニ有之候処昨年

十一月正信眼病ニ罹ルヲ以テKM家ト熟談ノ上同月九日

〔七〇A〕（注5）

〔一五〕 家督相続妨碍ノ訴

九年二月廿七日裁許*

明治九年第百三拾七号**

*** 印

裁判申渡案

*** 印

広島県安芸国安芸郡

府中村

農 T G 枝次郎

右代言人

広島袋町

商 桑原千次郎

原告

家督相続妨碍ノ訴

同県同国安芸郡

明治初年、広島県庁の民事裁判について（一）（加藤・紺谷）

復籍シ就テハ被告キクノヘ夫重次郎遺言ノ通り履
行スヘキ旨及示談候処夫ノ遺言ハ承知不致坏申立テ
親族協議ノ趣一切承諾不致依テ不得已今般出訴
ニ及ヒ候処被告人ニ於テ尚ホ不条理申立ルト雖モ元來

キクノ義ハMY家相統セシ以來家産ヲ猥リニ売却
シタル事モ有之而シテ弟正信ニ接待スル甚タ不敬ナ
ルヲ以テ親族一同同人ヲ依然戸主ト致シ置ク義ハ不納

得ニ有之且明治六年華士族へ家督相統方ノ義ニ付
第二十八号^(注26)第二百六十三号^(注27)ヲ以テ御布告有之候御趣意
ヲ熟考致候ハ、強子華士族耳ニ限ラス平民ト雖モ右

御布告ニ照準シ女子ハ一旦戸主タルモ至当ノ相統人有
〔七一B〕

之節ハ直ニ相統ヲ讓ル筈ナルヘシ然ルニ被告人ニ於テ至
当ノ相統人正信ニ相統ヲ讓ラス依然戸主タラントスルハ
甚タ不条理ノ所為ニ有之況重次郎ノ遺言モ有之
義ニ付何卒正信ヲ以テMY家ノ相統人ト致度旨申
之

被告人ハ明治六年八月廿二日夫重次郎病死ノ節
跡相統人之ナキヲ以テ親族協議ノ上自分ヲ以テ

MY家ノ相統人ト定メタル義ニ付爾來モ親族ニ於テ異議
無之候処兼テ士族KM初太郎へ養子ニ罷越シタル

重次郎弟正信義昨八年十一月眼病ニ罹ルヲ以テKM

家ト熟議ノ上同月九日復籍致候後不図原告枝次郎
等夫重次郎病死ノ際ノ遺言モ有之且明治六年第二十八号第
二百六十三号御布告ヲ援引シ右正信ハ相統ヲ讓ルヘキ
〔七一A〕

旨及督促ト雖モ右遺言ノ趣ハ曾テ承知不致若遺言

アレハ夫病死ノ節直ニ正信ヲ復籍致サスヘク然ルニ其

義無之昨八年十一月同人復籍ノ後右遺言ヲ申立ツル

ハ甚了解難致右両御布告ハ華士族耳ニテ決テ平民

ニ関セサル義ト相心得候ニ付原告ノ申分如何ニモ承服

難致而シテ原告ニ於テ正信ニ接スル不敬ニシテ且MY家ノ

家産ヲ猥リニ売却スル旨申立ツルト雖モ是咸無根ノ妄説

ニ有之右等ノ事故ヲ以テ自分ヲ廢シ正信ヲ相統人

ト定メントスルハ縦令親族協議ト雖モ甚タ不条理ニ可有之

正信義ハ一家ノ戸主タルヘキ見込無之ニ付同人ニ相統ヲ讓

ル義ハ別テ承諾難致次第ニ付自分義MY家ノ戸主タ

ル上ハ相統人ヲ撰ブモ自分ノ存意

〔七一B〕

メントスルハ全ク權利ヲ妨碍スル所為ニ付原告ノ請求

ニハ一切承諾致シ難キ旨申立タリ仍テ判決スル如左

第一条
原告ニ於テ明治六年八月廿二日MY重次郎病死ノ節被告

キクノヲ以テ同家ノ戸主トシタルハ重次郎弟正信KM家ヨリ復籍迄ノ仮リ戸主ニ付同人復籍ノ後ハ重次郎遺言ノ通り正信ヲ以テ相続人ト致シ度旨申立ツルト雖モ抑重次郎病死ノ節ハ正信義KM家ノ戸主ニ有之然ルニ其戸主ノ復籍ヲ豫メ臆測シテ仮リニ相続人ヲ定ムル筋ハ無之且MY家ノ戸籍帖ヲ閱スルニキクノハ全ク同家ノ戸主ニ相違無之ニ付同人ハ仮リ戸主トノ原告申分ハ採用為シ難シ而シテ重次郎遺言ノ趣ハ被告ニ於テ承知不致旨陳述スル上ハ原告ノ申分無〔七二A〕

証拠ナルヲ以テ此亦採用シ難シ

第二条**

** 欄外上部に朱の書入れ
本項末尾を参照。

原告(二)於テ「明治六年第二十八号第二百六十三号御布告ハ勿論華土族耳ニ限ラス平民ト雖モ遵奉スヘキ筈ニテ女子ハ一旦戸主タルモ至当ノ相続人有之節ハ直ニ其者ヘ相続ヲ可讓筋ニ有之乍去其至当ノ相続人ヲ撰ブハ全ク戸主ノ権内ニ存セル義ニテ戸主承諾セストモ親族ヨリ至当ノ相続人ヲ撰フベキトノ御趣意ニ無之ニ付右布告ニ照準シ敢テ」** 正信ヲ以テ

** 本項末尾の付記部分に置き替える案か
相続人ニ定メントノ原告申立ハ甚タ不条理ニ付

明治初年、広島県庁の民事裁判について(二)(加藤・紺谷)

採用セス

第三条

原告ニ於テ被告人ハ正信ニ接スル不敬ノ所為モ有之〔七三B〕

而シテ同人ハMY家相続セシ以来猥リニ家産ヲ売却スル旨申立ツレトモ無証ノ申分ニ付採用セス
若又被告ニ於テ右ノ所為モ之アルナレハ親族ヨリ警戒ヲ加フ可キ筋ニテ是等ノ事故ヲ以テ戸主ヲ廢スル謂レナシ

第四条

前条々ノ通りニ付縦令正信目今復籍シタリト雖モ無謂戸主キクノヲ廢シ正信ヲMY家ノ相続人ト定メントスルハ甚タ不条理ニ付申分不立候事

第五条

**** 該件訴訟入費ノ儀ハ定規ノ通り原告人ヨリ被

**** 欄外上部に朱の書入れ
本項末尾を参照。

〔七四A〕

告人ヘ弁償スヘシ

代書人

右之通り裁判申渡タ間其旨可相心得事

明治九年二月十三日 主 十五等出仕 小島範一郎印

副 (記述ナシ)

一八三(一八三)

「該訴ハ七重次郎生存中正信ヲ以テ相続セシムトノ遺

囑ナリト申立ル廉ハ無証拠ニ帰シ其他戸主キクノ（二）於テ

所有ノ家産ヲ売却スル等ノ申立ハ戸主ヲ廢ス可キ

事故ニ之レナシ依テTG枝次郎外二名（二）於テMYキクノ

ヲ相手取家督相続妨碍ヲ訴フル条理ナキヲ

以テ訴状却下候テハ如何印*****

二月十四日

（注28）

*****「一色」の丸朱印

* 欄外上部に「横地安信」の丸朱印があり、

「明治六年第二十八号第二百六十三号御布告ハ華士族

耳ニ係ル者ニシテ平民ニ準用ス可キニ非ス□ノ意ヲ以テ

□ヲ截然折イ□何」の朱書きと「粕屋」の丸朱印がある。

その隣に「□布ニ照シ」の墨書がある。

□は、製本に際して裁断されたため判読不能。

また、朱書き最後の行は意味不明。

***** 上部欄外に「□中ノ条訴訟入費ハ云フニ及バサルナリ」の

朱書があり丸朱印（判読不能）が捺されている。□は判読

不能。

（七五A）（注29、注30）

【一六】地所取戻之訴

九年三月七日裁許*

明治八年六百五十号**

印*****

裁判申渡書

広島県安芸国

豊田郡久比村農

KW和三郎代言人

同県同国

広島榎ノ町商

原告人 原田東三郎

地所取戻之訴

同県同国

豊田郡立花村農

TBH増次代人

同県同国

（七五B）

同郡同村農

被告人 IM良右衛門

右代言人

同県同国

（七四B）（記述ナシ）

* 欄外に紫の墨書

** 朱書き

*** 「馬渡」の丸朱印

**** 「横地安信」の丸朱印

高宮郡可部町商

八木 正平

其方共一件遂審理処

原告「申立ル趣旨」*ハKW和三郎所持山

ノ内字ナ畑ト云所式畝三步ハ元来畑地

ニ有之天保年間^{*}荒蕪山林ト相成ルト雖

モ年租ハ依旧上納致シ来ル処現地ハ亡父

與次兵衛存命中立花村清次ナル者

ヨリ借銀有之其銀返弁迄利足トシテ

〔七六A〕

山ノ毛上ヲ相渡シ有之趣然ルニ如何ノ故歟被

告TBH増次右山預リ居ルニ付明

治五年地券発行ノ際増次へ遂協議和

三郎エ地券申受其後右山所返還ノ儀

催促スト雖モ承諾セサルニ付遂ニ出訴ニ及フ

処右山所ハ五十年末本物返シノ約定ニテ

買受其証書所持罷在ルニ付年限内ハ増

次所有タル旨答弁致スニ依リ右証書ヲ閱

スルニ受人并村役人ノ奥印アリト雖モ売

主亡父與次兵衛〔二〕於テハ名面記載アルノミ

ニシテ印証無之且右様ノ証書□^{*}告亡父淺藏へ差入レタル

* 欄外付記につき製本の際、截断。「被」か。

明治初年、広島県庁の民事裁判について（二）（加藤・紺谷）

儀ハ亡父ヨリ聞及ヒタル儀モ無之被告申
立ノ趣信用難致乍去右山ノ毛上立花村清
〔七六B〕

次エ渡シ有之段亡父ヨリ承知致ス上ハ地所

取戻シ方ハ尚至当ノ協議可及ニ付何卒

地券所持ノ權利相立テ速ニ地所返戻ヲ請求シ

裁判ヲ仰クノ旨申立タリ

被告人ハ天保八年^{*}西三月原告

和三郎亡父與次兵衛ヨリ五拾年末本物

返シノ約定ニテ山所買受其証書取置

キ爾来山歩ト唱へ山税モ出シ来レリ然ル処

右^{*}年限中ハ右山所々有ノ權有之儀ト相心得候

証書面売主與次兵衛捺印無之所以ノ者ハ

天保年間ニハ居村近辺ノ風習ニテ

百姓共ハ印判所持致サス専ラ役印ヲ証ト

シ地所売買等取計ヒ来リ其証跡ニ於テハ

〔七七A〕

数多有之且明治五年地券御発行ノ

際協議ノ上和三郎へ地券申受タル旨

陳述スト雖モ決シテ右ノ次第ニ無之其

節ノ用係高橋新右衛門ナル者手数省

キノ為メ右山所和三郎所有ノ旨ニ上申

* 西曆一八三七年

* 「爾来」右

までの文は

付箋に記入

及フヨリ同人券状申受ル儀ニテ全ク
 新右衛門粗忽ノ取計ヒニ依リ不都合
 ヲ生スト雖モ前述ノ次第ナルヲ以買受
 年限中ハ右山所々有ノ權有之旨答
 弁セリ仍テ判決左ノ如シ

第一条

被告所持スル所ノ本物返シ証書ハ原
 告和二郎亡父與次兵衛ノ印証ナク

(七七B)

且証書差入レタル儀承知セサルヲ以右証
 書ノ真偽見分ケ難キ趣原告申立被告(二)
 於テハ天保年間ニ在テハ本人印証有
 無ニ関セス村役人ノ捺印ヲ証トシ取
 引致ス風習ノ旨陳述スルニ付之ヲ村吏ニ
 糺スニ申分符合致シ且村役場帳簿ヲ
 檢スルニ右証書ノ割印相違ナシト雖モ
 其文面中五拾年末永代本物返シ云云
 立花村清次売トアリテ清次売ノ三字
 消抹シ下ニ淺藏売ト書入有之又売
 手形ニモ名宛淺藏ノ両字張直シノ上
 書改メタル者ナリ而シテ原被告申口モ吻
 合セサル上ハ右証書ハ與次兵衛ヨリ

(七八A)
 淺藏エ差入レシ判然タル証憑トハ見做シ
 難シ

第二条

原告エ地券申受ル儀ハ其節ノ用係
 高橋新右衛門ノ粗忽ヨリ生スト雖モ五
 十年末本物返シ証書ヲ所持スルヲ以年
 限中ハ右山所々有ノ權有之旨被告申
 立ルト雖モ地券ハ地所々有ノ証タル者ニ
 付地券申受ヘキ權利アリテ新右衛門
 粗忽ノ為メニ伸暢セスト見込ムニ於テハ
 其節何分ノ所置可及筈其儀等閑
 苟モ地券申受サル上ハ明治八年六月

第百六号布告 明治七年第
 百四号布告ノ改正* 二依リ被告(二)於テ

* (注22) を参照

(七八B)

山所々有ノ權無之者ト判決セリ
 但訴訟入費ハ規則ノ通り被告人ヨリ
 弁償ス可シ

明治九年二月廿七日 中属 山田熊雄印

〔七九A〕（注31、注32）

【一七】田地下水争論

八年第七百号*

裁決申渡案

* 朱書き

安芸国賀茂郡川尻村

農

原告

賀茂郡川尻村*

* この部分は付箋。

同国同郡同村

付箋下の本文は

農

「何ノ某外何名

渡邊 彌平次

代理人」

森川 豊 松

同国同郡同村

農

被告

M T 亀吉

其方共田地下水争論一件審理ヲ遂ル

処左ノ如シ

〔七九B〕

第一条

原告（二）於テハ被告亡父武兵衛ナル者弘化度*

* 西曆一八四四〜四八年

野路山ノ麓字ナ中原垣内西ノ谷ヲ田地ニ

開墾シ擅ニ真行井手用水ヲ引取ヲ以テ古田

水掛リノ者共ヨリ不作法ヲ責メ遂ニ爾来

明治初年、広島県庁の民事裁判について（二）（加藤・紺谷）

三月土用ヨリ九月土用過迄ハ飲ミ水タリトモ不引取旨契約シタル証跡ヲモ不顧昨年以來

被告亀吉反覆田地ニ開作用水侵奪致スニ付前

約ノ証書ヲ以テ種々差止ムル処承引不致素（ヨ）リ

潤沢ノ井手水ナレハ彼我ノ別ナク分水致スト

雖モ從來不足ノ流水ニ付分水難致旨申

立

第二条

〔八〇A〕

被告（二）於テハ亡父武兵衛ヨリ契約セシハ居宅

前面ノ地所ニシテ弘化四年*ノ証跡ナリ現今論

* 西曆一八四七年

地ハ安政四年四月*始テ開立ノ地面年間十

年ノ相違有之地所モ又南北ニ隔絶スレハ此

度ノ論地ニ関係無之元来安政度*山開

* 西曆一八五四〜六〇年

ノ地所ハ凶面ノ通り水路湿地ニシテ畑作不生

立昨年以來田地ニ掘起シ稲作仕附ケ試ル

処果シテ相当致スニ付今年ハ田成見取リヲ

可受存念ニ有之然ルニ原告多人數ヨリ地所

違ヒノ書面ヲ持出シ彼是拒障申掛ルト雖モ往

昔ヨリ持地中央流通ノ井手水ニテ預テ山開キ

一八七（二八七）

ノ際ヨリ田地作附ケノ所存殊ニ真行井手ハ
野路山ヨリ天然ノ流水ナレハ古田ノ外往々田開キ

〔八〇B〕

分水ヲ受ル者不少儀ニ付偏頗ナク井手仲間
ニ差加ヘ呉候得ハ水路修繕多少ノ入費ハ可
弁出旨申立

第三条

論地ノ外田開キ分水受ル者往々有之旨被告
争訟ノ廉之ヲ村吏ニ糺スニ田地ノ名称ニ非ス
シテ分水ヲ受ル者ナキヲ具申セリ且ツ論地開
墾年月該村帖簿ニ詳記ナケレハ原被告申口符
合セサレ〔ト〕モ実地ニ就テ審糺スル処中原垣内西ノ
谷ハ現今論地ノ字ナニ相当ス而シテ弘化度契約
書ニ右ノ字ナラ書載セ三月土用ヨリ九月

〔八一A〕

分与ノ期月ヲ定メタル迄ニテ田畑分水ノ定約無之
上ハ往昔ヨリ持地中央流通ノ井手ナレハ強テ
分水ヲ受ルトノ申分ハ難立ト下裁決ス
但訴訟入費ハ規則通り被告ヨリ償却スヘシ

代書

差副

〔八一B〕〔注33〕

〔記述ナシ〕

〔八二A〕〔注34 注35〕

〔一八〕持地故障訴

七百六十号*

八年百六十号*

印** 七等判事

聽訟課 印四個*** 主務 印****

*** 「白濱」の丸朱印

*** 「一色」「小島」「松野」「不明」四個の丸朱印

副 印*****

*** 「粕屋」の丸朱印

*** 「岩田」の丸朱印

民事裁判申渡案

備後国惠蘇郡比和村農KN榮八郎

代言人

広島南町一丁目農

* 欄外紫色の墨書
* 欄外に朱書き

原告人 平 元 和 七 郎
持地故障訴

備後国惠蘇郡比和村農

被告人 M O 総 兵 衛

同村農 A K 喜兵衛 K N 周左衛門

A K 瀬作等代言人

同村農

〔八二B〕

同 荒木次郎 右衛門

其方共訴訟及審理処原告人ハ其ノ居住屋敷地三畝拾八歩一筆
限帳内訳ノ通余ノ所有地ト合筆ノ券状ヲ拝受致シ有之上ハ
他ヨリ故障致ス可キ筋ハ無之旨ヲ申立被告人共ハ現今
確証ハ無之候得共原告居宅地ノ右側ノ小川傍ヨリ後方ノ

大川傍連接シタル幾分ハ往古ヨリ一村共有ノ作路ニテ三十年
以前マデハ自由ニ通行シ来リシ旨ヲ申立因テ実地ニ臨ミ検査
ヲ遂グルニ三十年以前ノ景況ハ推知シ難シ現今見ル所ニテハ
原告屋敷地右側ノ小川傍ヨリ後方ノ大川傍へ連接シタル
幾分ノ処共有ノ通路タルヲ認メ得ズ且ツ被告人共引証スル

小川ノ南岸ナル S N 榮次郎屋敷ノ左側ト雖モ同様ニテ屋敷
地下作路トノ分界有ルニ非ズ又一箇ノ証拠トスベキモノ之レ
無シ何ヲ以テ原告所有屋敷地三畝拾八歩ノ外ニ幾分ノ

〔八三A〕

明治初年、広島県庁の民事裁判について (一) (加藤・紺谷)

共有地有リト謂フ事ヲ得ン是レ唯私意ノ臆測耳縱令ヒ
他ニ耕地ニ往来スベキ道無シト雖モ徒々三十年前マデハ
通り来リシト申伝フル耳ニテ共有ノ作路タルノ確証之
レ無キ上ハ被告人共申分ハ一切不相立候事

但訴訟入費ハ規則之通被告人共ヨリ償却致ス可キ事

引合人

代書人

右ノ通裁判申渡シタル間此旨可相心得事

明治八年十月三日

〔八三B〕 (記述ナシ)

〔八四A〕 (注36 注37)

〔一九〕買受山経界引渡訴

八年九百二十七号*

七等判事 印** 聴訟課

印*** 主務 印****

一八九 (二八九)

* 欄外に朱書き

** 「白濱」の丸朱印

副 印

「一色」「小島」の丸朱印

「粕屋」の丸朱印

「松野」の丸朱印

民事裁判申渡案

安芸国高宮郡小田村農OM作右衛門

代言人

同国沼田郡中調子村農

原告人

倉本 吉兵衛

買受山経界引渡訴

同国高宮郡小田村農

被告人

IS 修次郎*

* 訴状受取録では「修二郎」

同村農

同代言人

寺 本 榮 八

其方共訴訟遂審理処左之通り

〔八四B〕

第一条

原告人ハ売渡証書面ノ通り現地谷水ノ溝川限ヲ以テ
定メタル境界ナレバ被告人持地ト其ノ買受タル箇所トノ間
ニ公有地ヲ孕ミタル事ハ無之筈ナリト申立被告人ハ証書
面溝川限ト有之ハ現地谷水ノ溝川ニ非ズシテ山裾ニ有之

溝川ナリト申立因テ実地ニ就テ之レヲ檢スルニ山裾ニ有之
溝川ハ原被相争フ地所ト遙カニ相隔斷シ引テ該地
分界ノ標的トナスベキ者ニ非ザレバ被告申立ハ採用セズ況ヤ
立石ヨリ溝川ヘ見通シト謂フノ意ナルヲ証書面ニハ略記シ
タルナリトノ申分ハ愈以テ謂ハレ無シ

第二条

被告人ハ原告人ヘ売リ渡シタル地所ト己レ所有ノ地所トノ中
間ニ元来一箇ノ公有地ヲ孕ミ有之双方ノ地所相連接セザル
〔八五A〕

旨申立ルト雖モ右〔公有地〕*ハ旧記ニハ勿論昨七年改正山帖ニモ

* 朱抹か

記載無之上ハ無証拠ノ申立ナルヲ以テ採用セズ

第三条

第二条之通公有地ノ申分不相立上ハ被告人ノ該地三ヶ所ト
相分レテ証書面山壑ヶ所ト有之ニ符合セズ是レ亦現地谷水
ノ溝川限ニ非ズシテ立石ヨリ山裾ノ溝川ヘ見通シタル分界
ノ一証ナリトノ申分モ相立ズ但被告人ヨリMM為ハ八売
渡タリト申唱ル箇所ノ内上ノ方野山ニ接スル一部ハ実地ニ就テ之ヲ
檢スルニ該地ト論所トノ中間ニ有之OZ民平ノ持地ニ隔斷セ
ラレテ〔人ノ持地ニ界スル処所謂溝川ヲ以テ限リトスレバ此〕*
論所ト相連続セザレバ証書面ニ依リ原告人ノ

* 朱抹か

請求スル権ハ無之右ノ外原被双方無証ノ申分ハ一切採用セズ因テ被告人曲ナリト可相心得事

〔八五B〕

但訴訟入費ハ規則ノ通り被告人ヨリ償却可致事

差 副 人

代 書 人

右之通裁判申渡シタル間此旨可相心得事

明治八年九月

印*

*「白濱」の丸朱印。

許件主務ノ見込或ハ裁許面ニ於ル聊

イサカガ

以下紫色の墨書

間然スルナシト雖モ地論ノ如キニ至テハ仮令尺地

ノ争訟ト云トモ測量図ヲ併セテ原被告エ

附与シ一部ヲ官ニ藏シ置ハ向後再訴ノ

憂ナカルヘシ

印*

*「岩田」の丸朱印

〔八六A〕

〔図面表〕

〔注38〕

第二條

原告人ハ壳渡証書面ノ通り現地谷水ノ溝川限ヲ以テ定メタル境界ナレバ被告人持地ト其ノ買受タル箇所トノ間ニ公有地ヲ孕ミタル事ハ無之筈ナリト申立被告人ハ証書面溝川限ト有之ハ現地谷水ノ溝川ニ非ズシテ山裾ニ有之溝川ナリト申立因テ実地ニ就テ之レヲ檢スルニ山裾ニ有之溝川ハ原被相争フ地所ト遙カニ相隔断シ引テ該地分界ノ標的トナスベキ者ニ非ザレハ被告申立ハ採用セズ況ヤ立石ヨリ溝川へ見通シト謂フノ意ナルヲ証書面ニハ略記シタルナリトノ申分ハ愈以テ謂ハレ無シ

申 渡

安芸国高宮郡小田村農 O M 作 右衛門代 言 人

同国沼田郡中調子村農

原告人 倉 本 吉 兵 衛

同国高宮郡小田村農

被告人 I S 修 次 郎

同 村 農

同代 言 人 寺 本 榮 八

其方共訴訟遂審理処左之通り

第一條

〔八六B〕 〔図面裏〕 〔注39〕
〔一九一2〕 買受山経界引渡訴

明治初年、広島県庁の民事裁判について (二) (加藤・紺谷)

ノ申立ナルヲ以テ採用セズ

第三条

第二条之通公有地ノ申分不相立上ハ被告人ノ該地三ヶ所ト相分レテ証書面山巻ヶ所ト有之二符合セズ是レ亦現地谷水ノ溝川限ニ非ズシテ立石ヨリ山裾ノ溝川ヘ見通シタル分界ノ一証ナリトノ申分モ相立ズ但被告人ヨリ森本為八へ売渡タリト申唱ル箇所

ノ内上ノ方野山ニ接スル一部ハ実地ニ就テ之ヲ檢スルニ該地ト論所トノ中間ニ有之岡崎民平ノ持地ニ隔断セラレテ論所ト相連続セサレハ証書面ニ依リ原告人ノ請求スル權ハ無之右ノ外原被双方無証ノ申分ハ一切採用セズ因テ被告人曲ナリト可相心得事但訴訟入費ハ規則ノ通(リ)被告人ヨリ償却可致事

差副人
代書人

右之通(リ)裁判申渡シタル間此旨可相心得事

明治八年十一月廿七日

廣 島 縣

(八七A) (注40, 注41)

【二〇】 売買米違約

八年百四十九号*

申 渡 案

* 欄外に朱書き

小田県下

備後国沼隈郡浦崎村

原告 商 K B 増次郎代言人

広島榎町

商 原田東三郎

備後国

御調郡尾道町

被告 商 U J 藤兵衛

其方共売買米違約一件吟味ヲ

(八七B)

遂ル処原告代言人東三郎ヨリ証

拠ニ差出タル通帳ニ記載スル処ノ明治

七年四月限り売買米千七百式拾石被

告藤兵衛ヨリ違約ニ付約定ヲ取消シ

タルト看做シ渡シ置タル敷金三百四拾

八円八拾錢取戻シ且ツ尾道商社(二)於テ

ハ売人買人ヨリ敷金差出サス可キ規

則ニ付違約人ノ敷金ヲモ受取可キ

旨申立ルト雖トモ証書ニ違約云々ノ明文

無之上ハ約定ヲ取消シタルト見做ノ權

(八八A)

利ナシ依テ敷金請求ノ申立ハ採用セズ

全ク証書面原告買米九百貳拾石
売米八百石同期タルヲ以約定相
場計算差繼ヲ遂ケ残米百貳拾
石約定相場ヲ以取引敷金トモ総テ
計算受取渡ヲ遂ク可シ元來四月
三十日限り約定ヲ遂ク可キノ処被告
藤兵衛等閑ヨリ違約ニ及タル儀ニ付
右残米百貳拾石ニ当リ約定期日

明治七年
四月三十日
ト本日トノ米価不同アツテ

〔八八B〕

原告増次郎直違ヒ損失候ハ、被
告藤兵衛ヨリ相償フ可キ事

但訴訟入費モ規則ノ通り被
告人ヨリ償却ス可シ

引合人 共

差添代書人 共

右之通申渡候間其旨可相心得
事

明治八年

六月八日 廣 島 縣

明治初年、広島県庁の民事裁判について (二) (加藤・紺谷)

〔八九A〕 (注43、注44)

〔二一〕 預ケ金催促訴

五等判事 印* 聴訟課 印四個**

主 粕屋 (丸朱印)

* 「藤井」の丸朱印

** 「馬渡」「一色」「岩田」「松野」

七等判事 印***

副 小島 (丸朱印)

*** 「白濱」の丸朱印

八年千九百十九号****

**** 朱書き

民事裁判申渡案

安芸国高宮郡上町屋村農工増太郎

代言人

同郡志路村農

井上 加三郎

預金催促訴

原告人 広島研屋町商

被告人

Y M 吉兵衛

同猿樂町商

同代言人

吉賀 久次郎

其方共訴訟遂審理処被告人ニ於テハ原告人訴出ル所ノ

〔八九B〕

預り証ハ高田米四百石買附ノ入金トシテ式百六拾円ヲ原
告人ヘ可相渡処手元不融通ニ付現金式百円相渡シ残り

一九三 (一九三)

六拾円ハ預リ立ニ致シ証書差シ入レタルナリ然ルニ原告人ニ

於テ米引渡方違約セシ上ハ已ニ渡シ有之式百円ヲモ取り

戻ス可キ條約有レバ此ノ証書ニ対シ弁償ス可キ義ハ無之

旨申立ルト雖モ原告人ニ於テ米取引ニハ關係無ク別途ニ預

ケタル趣申立原被双方申口吻合セズ証書面ニ被告

人申立ル約定ノ明文無之上ハ被告人申分不相立ニ付

証書面預リ金六拾円ハ原告人へ返済致ス可キ

事

但訴訟入費ハ規則ノ通被告人ヨリ償却スベシ

代書人

右ノ通り裁判申渡夕間其旨心得可〔シ〕

明治八年十一月廿五日 申渡済* 欄外に紫色の墨書

原告人 商 O M 敬輔 代言人

安芸国沼田郡中調子村
農倉本 吉兵衛

右之通被告人へ申渡夕間其
意ヲ得身代限済方受クベシ

明治八年十一月 廣島縣

〔九〇A〕(注45)

〔二二〕貸金

五等判事印* 聴訟課印**

主務印***

「藤井」「馬渡」

***「粕屋」の丸朱印

七等判事印**** 副****「白濱」の丸朱印

民事裁判申渡案

〔九一A〕(注46、注47)

被告人 安芸国賀茂郡乃美尾村
農 W Y 万右衛門

右代言人 廣島鉄砲屋町
商 二宮 豊三郎

其方儀 O M 敬輔ヨリ掛ル
貸金出入済方不行届ニ付

身代限済方申付ル
但訴訟入費モ成規之通り

〔九〇B〕

廣島播磨屋町

〔三三〕 家督相続妨碍訴

八年四九二号*

裁判言渡書

印**

印***

* 欄外に朱書き

** 「藤井」の丸朱印

*** 「横地安信」の丸朱印

安芸国賀茂郡広村

農 M O 佐與^{サヨ}

右代言人

同国広島榎町

商 原田 東三郎

家督相続妨碍訴

同国賀茂郡広村

被告

商 M O 傳次郎

右代言人

同国広島鉄砲町

士族 宮原 毎太郎

同国賀茂郡広村

〔九一B〕

引合人

商 M O 傳吉外三名代言人

安芸国安芸郡大須賀村

農 奥本 数奇男

其方共一件審理ヲ遂ル処左ノ如シ

明治初年、広島県庁の民事裁判について (二) (加藤・紺谷)

一原告 (三) 於テハ明治六年九月夫傳助登坂堀郷ノ際船中

ニテ病死致シ跡相続人決定迄原告佐与相統致ス段宗

家 M O 傳吉ヨリ第一号証書ノ通 (リ) 届ケ置キ其後右傳

吉等ノ压制ニ罹リ長子傳次郎ヲ以テ更ニ相続人ト

一応届ケ出タル書面ハ書法ヲ得サルヲ以テ戸長 S Y 猶

三郎ヨリ返却シ之ヲ総代 C 直次郎手元ニ稽留

シタル上ハ現今戸籍面原告佐与戸主ニ之アリ元來傳

次郎儀ハ亡傳助 S K 長兵衛女カズヘ私通出生ノ男

子ヲ引取養ヘ置ク処ヘ明治元年九月佐与入嫁シ同二

〔九一A〕

年由井松出生シ後傳次郎ハ商法資金ヲ渡シ分籍

致セシ者ニ付自家相統ス可キ筈之レナキ処該家ヘ引移

リ自己ノ門表ヲ掲ケ戸主佐与ノ權利ヲ妨碍致スニ付

同人ハ分家ヘ引取嫡子由井松ヘ家名相統致サセ度

旨第二号壬申戸籍改帖ヲ証憑ニ告訴シタリ

一被告 (二) 於テハ嘉永七年* 亡父傳助方ヘ引取ラレ養子トナリ

* 西曆一八五四年

旧藩所轄以來ノ宗旨人別帖并ニ壬申年戸籍改帖

ニモ亡父傳助ヨリ長子ト書上置キ其後商法ノ都合ニ

依リ別居致シ居ル処父傳助病死後跡相続人決定迄

継母佐与飯ニ相統致サスル段宗家 M O 傳吉ヨリ届ケ

置キ其後傳次郎相統致シ然ル可キ旨右傳吉ヲ

一九五 (一九五)

初メ親族一同原告繼母佐与ハ勿論同人從弟YM
清之介エモ協議ニ及ブ処異議之レナク則第一号証

孫一居同龔居罷在ル処明治元年*五月養母テ病死
傳次郎母ノ服忌ヲ受ケ候右事實ハ是レ皆傳次郎
* 西曆一八六八年

(九二B)

書ノ通(リ)佐与ヨリ別居罷在ル長男傳次郎引戻シ家
名相統致サセル旨管轄庁宛ノ届ケ書明治六年十二月
六日総代C直次郎ヲ以テ差出シタル上別居ヨリ該家へ
引取弟由井松へハ家産分与取極メ他日物議生セザ
ル為メ総代C直次郎并T I次郎平ヲ立会ニ依頼
シ右分与ノ品書約定書親族連印ノ証書繼母佐
与并弟由井松へ相渡シ置キタル義ニ付原告人ノ權利
ヲ妨碍ノ所為之レナキ旨ヲ陳述セリ

一 引合人親族MO傳吉外三名ノ者ハ被告傳次郎義

(九三B)

六日佐与ヨリ管轄庁宛ノ届ケ書ハ調印シ総代ヨリ差
出シ候上傳次郎別居ヨリ引取次男由井松エハ家
産分与ノ品書約定書親族共連印ノ証書受取渡
シ相濟ミ嘗テ押シ付ケタル所為ハ之レナク尤傳次郎分家
致シタル者ニ之レナキ段ハ前段佐与ヨリ届ケ書中ニ別
居罷在ル長男傳次郎ノ明文有之ニ付原告(三)於テ異
議申立可キ筋之レナクニ付右届ケ書ノ通り履行ス
可キ旨弁解セリ仍テ判決スル左ノ如シ

(九三A)

年*二月商業熟知ノ為メ撰州兵庫へ差遣ハシ同年五月
* 西曆一八六四年
呼戻シ傳次郎ヨリ相続人ト定メタル贈遺書ニ基キ慶応二
寅年*二月傳吉女カズヲ娶リ爾後國助ヲ出産シ父母子

* 西曆一八六六年

原告佐与義入嫁前先妻天留存命中同村MO

第一条

傳吉世話ヲ以傳次郎ヲ養子トナシ旧広島藩所
轄已来ノ宗旨人別帖ヘ長男傳次郎ト記載シ明
治壬申年改正ノ戸籍帖ニモ長男傳次郎次男

〔九四A〕

由井松及ヒ孫國助ト夫傳助ヨリ書上置キタルハ第
二号ノ憑証ニ明瞭ナレハ傳次郎ハ庶子ニ類ス可キ者
ナル故明治三年十月商法資本金ヲ与ヘ分籍致シ
本家相続ス可キ者ニ無之トノ申分ハ採用為シ難シ

第二条

佐与義同六年十一月三十一日夫病死ニ付跡式ハ親族
協議中佐与ヲ飯ノ相続トシ親族村長ヨリ届ケ置キ
同十二月六日他人ノ勸メタリトモ被告ヨリ差出ス第一号
証拠中二次男由井松幼少ニテ家業難営依之
別居罷在ル長男傳次郎引戻シ家名相続云々
ノ届書ニ調印シ村長連印ノ上戸長役場ヘ差出
シ其後届書式認メ替ノ義村長迄戻ルトモ自分ヘ
落手セスシテ履行シ后ニ上京シ帰国ノ上同七年六月

〔九四B〕

由井松ヘ相続致サセ可クトノ告訴中傳次郎別居
ヲ壬申年戸籍改正ノ際分籍ト認メタルハ村吏
ノ錯誤ニ付更ニ別居ニ改メタルハ官庁〔二〕於テモ聞届ケ
置キタルニ付亡夫傳助存命中分籍シタルトノ申立ハ

明治初年、広島県庁の民事裁判について（二）（加藤・紺谷）

無証拠ニ付採用セス

第三条

原告〔二〕於テ差出ス亡夫旅行中病死ノ際認メタル旧八月
廿一日附ノ書置ハ看病人徳藏ノ代筆ニテ本人ノ手跡
ニ無之ニ付採用セス

第四条

前条々ノ通〔リ〕ニ付旧藩所轄已来ノ宗旨人別帖ニ傳
助并先妻天留存命中傳次郎ヲ長男ト書上ケ置
キ追テ天留病死ニ付後妻ニ佐与入嫁シ由井松出生シ

〔九五A〕

タル故壬申戸籍改正前後ノ帖簿ニモ次男由井松ト記
載シ親族共ノ申口モ吻合致シ且同六年十二月後家
佐与傳次郎親族共并村吏立合ニテ認メタル弟
由井松宛ノ家財分ケノ証書等モ佐与所持致シ居
リ尚佐与他人ノ勸メタリトモ承諾ノ上別居傳次郎ヲ
引戻シ相続人ト定メ相届置キ加之子五月七日付傳助
自筆ノ遺囑書ヲ点檢スルニ養子トナシ長男ノ權
ヲ与ヘタル者ト思量シタリ依テ原告佐与飯ニ戸主トナ
ルトモ亡夫存命中認メタル諸帖簿ニ傳次郎長子ト有
之上ハ無謂次男由井松ヘ相続致サセ可キ条理無之
ニ付傳次郎ヲ以テ家名相続可致事

但訴訟入費ハ規則ノ通り原告ヨリ被告及ヒ引合人ヘ

一九七（一九七）

ハ資料

修道法学 三四卷 一号

一九八(一九八)

償却ス可シ

被告

M O 傳次郎

〔九五B〕

右ノ通り申渡タ間其旨可相心得事

右代書人共

明治八年十二月廿五日

廣島縣

〔九六B〕

リ相続可致旨親類協議ノ上明治六年十一月中県庁宛ノ届書ヲ該戸長ヘ出シ

聞届ケ相成タル旨明治七年一月ニ至リ始メテ承知致シタリ然ルニ其前明治六年

十二月六日付第貳号証書ノ通兼テ分籍ナシタルM O 傳次郎ヲ引戻シ相続セ

シム可キ旨該村月番並惣代連署ノ届書ヘ一旦連名県庁宛ニテ戸長役場迄差出ス

ト雖トモ右ハ親類M O 傳吉M O 要助等ノ圧制ニヨリ不得止承諾ナシタル儀ニテ其

後右届書ノ式不都合ナルニヨリ差戻サレ総代C重徳ノ手ニ止メ置キタル由ナレハ該庁〔二〕

於テ聞届ケ相成タルモノニ之レナク随テ傳次

〔九七A〕

郎ニハ相続人ニ之レナキ所該家工立戻リ戸主ト称シ戸主サヨ並嫡男由井松ノ權利ヲ妨

碍スルニ付明治八年四月広島県ヘ出訴ニ

〔九六A〕 (注48)
〔二四〕家督相続妨碍控訴

裁 決 書

広島県安芸国賀茂郡

広村長浜平民

原告

M O 佐與

大坂北濱五丁目拾壹番

地寄留福岡県土族

代 言 人

樋田 保熙

広島県安芸国賀茂郡広

村長浜平民

及ヒシ所結局次男由井松へ相続致サセ可
キ条理之ナキニ付傳次郎ヲ以テ家名相
続可致旨裁判相成ルト雖トモ元來傳次郎
ハ私生ノ子ナルニ傳助先妻子ナキヲ以テ嘉
永七年十一月傳次郎ヲ引取爾來村方人
別帳へ長男ト記載アルモ其名義ヲ与へ
タル迄ニテ其後由井松出生スル上ハ之
ヲ以テ嫡長トナシ相続為ス可キハ当然
ナリ加之傳次郎儀ハ明治三年分籍ノ
際傳助ヨリ資本金ヲ分与シ家屋雜作

〔九七B〕

ヲ為シ与へ而テ戸籍上分籍ト記載之レ
アレハ該家相続ノ權ヲ有スル由井松ニア
ル事判然タリ傳次郎別居ニ之レナキ所
戸長ノ錯誤トナシ分籍ヲ別居ト改正ス
ルハ最不条理ナリ且又傳次郎所持ス
ル被告第壹号子ノ五月五日付傳助自
筆ノ証書ハ傳次郎ヲシテ相続セシム
ルノ遺囑ニアラス其項傳次郎不身持
ノ廉アリタレハ財産配分ノ区域ヲ定メ
タル迄ニテ傳次郎分籍ノ際ニ右第一
号証書ノ効ハ消滅シタルモノナレハ

明治初年、広島県庁の民事裁判について（二）（加藤・紺谷）

戸主サヨ嫡男由井松へ対シ相続上ノ
權限ヲ妨碍スルノ理之ナク依テ該県

〔九八A〕

裁決ハ不服ノ旨陳述ス被告（二）於テハ広村
平民亡SK長兵衛娘セキニ出生セシ亡
MO傳助私生ノ子ナレトモ戸籍上長兵
衛長男SK長三郎子トナシ養育ヲ
受ケ成長ナシタル所傳助子ナキヲ以テ
嘉永七年十一月傳助ニ引取ラレ則村
方人別帳へ傳助長男ト記載スルヲ以テ
相続ナスヘキノ權アリ既ニ元治元年傳
助ヨリ村役並一家親類へ宛タル第一号
遺托書ニモ傳次郎相続可為致云々ト
記載之アル耳ナラス其後繼母サヨ入
嫁由井松出生スルト雖トモ戸籍上長男
傳次郎ニ男由井松ト記載有之

〔九八B〕

ニテ明瞭ナリ且又明治三年別居ノ際金
百円授受セシハ商業試ノ為メニシテ家
異産ノ訳ニ之レナク故ニ第四号証書明
治六年十二月サヨ並親類連署總代與
印ノ上財産分与ノ一札ヲ由井松へ宛相

一九九（二九九）

渡シタル儀ニ之レアリ依テ親類協議ノ
上傳次郎ヲ相続ト相定メ其届書ヘ

サヨ始メ月番并惣代ノモノ連署シ県庁

宛ニテ総代ヨリ戸長役場マテ差出セシニ

付其際サヨ仮相続ハ消滅シ傳次郎戸

主ト決定致シ居ル所右届書ノ式不整

ナルヲ以テ差戻サレ総代手元ニ預リ置

キ其頃総代租稅取立方繁劇ニテ再届

〔九九A〕

ケ遷延相成ル内サヨヨリ出訴ニ及ヒタル旨

承知セシト雖トモ已ニ傳次郎相続ヲ承諾ナ

スハ右届書ニテ明瞭ナレハMO傳吉MO要

助等ノ圧制ニハ決テ之レナク將又曩キニ戸籍

上別籍トアルハ全ク戸長ノ錯誤タル事SY

猶三郎ヨリ県庁ヘ申立其許可ヲ得テ改

正ナシタルニテ別籍ニアラサル事明瞭ナレハ

原告サヨ并由井松ヘ対シ相続上ノ權利

妨碍スルニアラサル旨答弁セリ依テ裁決

スル左ノ如シ

第一条

被告勝助又勝太郎事MO傳次郎ハ亡

SK長兵衛娘セキニ出生スルMO傳

〔九九B〕

助私生ノ子ニテ長兵衛長男五作事長

三郎ノ子トシ養育ナシタルハ原被告俱

符合シ且弘化二年ヨリ嘉永七年ニ至ル

人別帳ニ五作長男勝助ト記載アルニテ

明瞭ナリ

第二条

嘉永七年傳次郎七歳ノ節傳助先妻テ

ルニ子無キヲ以テ引取り養育シタルハ原

被告申口符合シ且ツ嘉永七年ヨリ明治四

年ニ至ル人別帳ニ傳助子傳次郎トアリ

又戸籍ニ傳助長男MO傳次郎トアレハ

一旦長三郎長男タリシヲ改メテ傳助ヘ送

籍シ傳助長男ト定メタルハ判然ナリ

〔二〇〇A〕

第三条

被告傳次郎ヲ傳助長男ト定メタルハ戸籍

面ニ判然ナルノミナラス第壹号子五月七日

付傳助ヨリ村役人并一家親類ヘ宛テタル

書面ニ倅傳次郎ヲ呼戻シ本家カツヲ貰

受ケ兩人ヲ見合テ夫婦ニシ此元相続致

サセ被下奉願トアレハ是レ亦傳次郎ヲ

繼續卜定ル憑拠ナリ

第四條

明治元辰年九月原告サヨ傳助後妻トナリ明治二年由井松出生スルヲ以テ被告傳次郎ハ私生ノ子ナル故相続ノ權無之旨申立ル処由井松出生ノ

(一〇〇B)

前傳助(二)於テ傳次郎ヲシテ繼續タルノ分ヲ定メ置タレハ私生ヲ以テ論スヘキニアラス

第五條

原告ニテ明治三年十月被告傳次郎ヘ資本金並家屋雜作ヲ分与シ分籍ナシタル処戸長ノ錯誤トシ別居ト改正スルハ不条理ナル旨申立ル処傳次郎ノ異居セシハ明治三年十月ニテ明治四年ハ傳助戸籍ニ記載アレハ分籍ニ無之明治五年戸籍改正ニ当リ分籍トアルハ果シテ戸長ノ錯誤ナラサルトノ証明モ無之又明治六年十二月六日傳次郎相続届原告サヨ連署ノ書面ニモ別居傳次郎ト記載有レハ

(一〇一A)

傳次郎ハ分籍ナリトノ申分不相立

明治初年、広島県庁の民事裁判について(二)(加藤・紺谷)

第六條

明治六年九月傳助死失ニ付家名相続人決定迄原告サヨ戸主トナリ明治六年十二月六日付第二号証書ニ傳次郎ヲ引戻シ相続セシムヘキ旨ノ届書一旦連署戸長マテ差出シタルハ親類MO傳吉MO要助等ノ压制ニテ且書式不都合ナルヨリ県庁(二)於テ聞届ケ不相成旨申立ル処右相続届ケ書ハ全ク書式ノ不整ナルヨリC重徳手元ニ留メ置キタルニテ原告サヨ(二)於テ一旦承諾ナシタルハMO傳吉MO要助等ノ压制ナルノ憑拠

(一〇一B)

無(ケ)レハ其承諾ヲ可取消理由ナシトス右条々ノ如クナルヲ以テ始審裁判ノ通り傳次郎ヲ以テ相続可致モノトス明治九年十一月十六日 大坂上等裁判所ニ於テ裁決申渡ス者也

六等判事 武久昌彦

七等判事 園田 弘

〔1011A〕 (注49、注50)

〔二五〕貸金催促ノ訴

明治九年第四百五十三号*

* 欄外上部に「四月十一日

金員下渡落着」の朱書き

** 「横地安信」の丸朱印

印**

裁判申渡稿

広島研屋町

商 N T 虎之助代理人

同所袋町

原告

商 木 下 常 藏

貸金催促ノ訴

同所研屋町

商 Y M 吉 兵 衛

*** 「被告」の文字欠落

其方共訴訟遂審理処如左

原告 N T 虎之助義昨明治八年九月廿八日被告

Y M 吉兵衛へ金貳百円貸渡シ明治九年一月

ヲ以テ返済期限卜定メ抵当トシテ被告人所有

〔1011B〕

ノ地所家屋共書入レタル証書ヲ取置ク処期限
過去リ返済不致遂ニ及出訴ト雖モ落方不行
届ニ付右抵当書入レノ地所家屋共入札払致シ其
ノ代金負債ノ元利高へ引足ラサル節ハ尚又被告
吉兵衛身代限済方申付ル間右売払代金ノ内
ヨリ受渡スヘシ

但訴訟入費モ右売払代金ノ内ヨリ弁償スヘシ

右 所役人

差添人

右ノ通申渡夕間一同立会抵当トシテ書入レタル被告吉兵衛
所有之地所家屋共来ル廿四日入札払取計ヒ候上書面ヲ以テ申出ツ
ヘシ

明治九年三月十九日 主 十五等出仕 小島 範一郎 印

副 少 属 粕屋 萬 尋 印

〔1011A〕 (原告代理人より提出された書面)

明治九年第四百五十三号

貸金催促ノ訴御審問ニ付原告代理人左ニ申上候

第一条

今般出訴仕候事件ニ付兼テ訴状ニ申上候通り

被告人現金ヲ以テ償却難出来上ハ抵当書入レ

ノ地所家屋有之二付御成規ノ通御処分奉

仰候事

右之通り相違不申上候以上

明治九年三月七日 木下常藏 印

〔一〇三B〕

(記述ナシ)

〔一〇四A〕 (注51、注52)

〔二六〕 貸米催促ノ訴

五月十六日呼出* * 欄外に墨書

明治九年五月廿日入札払ヒ裁許申渡* * 印* * * 欄外朱書き

明治九年第千貳百六十号* * * * * 「小島」「脇谷」の丸朱印

* * * * * 朱書き

印* * * * * 裁判申渡稿 * * * * * 「横地安信」の丸朱印

高田郡深瀬村

原告人 農 H N 又次郎

兼代言人

同郡吉田村

原告人 農 K T 林兵衛

貸米催促ノ訴

明治初年、広島県庁の民事裁判について (一) (加藤・紺谷)

同郡来女木村

被告人 農 A T 武八郎

同郡同村

被告人 農 Y M 準三郎

〔一〇四B〕

其方共訴訟遂審理処如左

原告H N又次郎K T林兵衛義明治八年三月

廿八日被告A T武八郎Y M準三郎へ米拾五

石巻斗貸渡シ明治八年十二月五日ヲ以テ返濟

期限ト定メ抵当トシテ被告武八郎所有ノ地

所ヲ書入レ兩名借主ノ証書ヲ取置ク処期限過去リ返

濟不致遂ニ及出訴ト雖モ濟方不行届ニ付

右抵当書入レノ地所入札払ヒ致シ其ノ代金負

債ノ元利米へ引足ラサル節ハ尚又被告武八郎

準三郎身代限濟方申付ル間右売払代金ノ

内ヨリ受渡スヘシ

但訴訟入費モ右売払代金ノ内ヨリ弁償スヘシ

右

〔一〇五A〕

所役人

差添人

右之通申渡夕間一同立会抵当トシテ書入レタル

一〇三(一〇三)

被告武八郎所有之地所五月廿七日入札払ヲ
取計ヒ候上書面ヲ以テ申出ツヘシ

明治九年四月 主 十四等出仕 小島範一郎 印
副 中 属 山田 熊雄 印

市右衛門書入之地所并建家共来ル
十二月五日入札払代価ヲ以テ返済可致若シ
代価負債高二不足スルトキハ身代限り
濟方申付ル
但訴訟入費モ規則ノ通償却スヘシ

〔一〇六B〕

原告 安芸国広島三丁目
商 A M才一郎 代言人

〔一〇五B〕
(記述ナシ)

同広島広瀬村
商 伊藤 徳藏

右之通被告人エ申渡夕間濟方受クヘシ

代書人共

右之通申渡夕間其旨可相心得事

〔一〇六A〕
〔二六一二〕
(注53)

申 渡 案

安芸国広島広瀬村

被告 商 K M 市右衛門 代言人

同村

商

白井 欽兵衛

明治八年十一月 日 廣 島 縣

* 此糶売代金百四拾壹円二付監定人ノ入費 * 以下の文は朱書き

四円戸長ヘ下渡残百三拾七円原告代言人ヘ

下渡候事 印**

** 「石田」の丸朱印

其方儀 A M才一郎代言人伊藤徳藏

ヨリ掛ル貸金出入濟方不行届ニ付被告

〔一〇七A〕（注54、注55）

〔二七〕貸金催促之訴

九年五百三十八号

第十七号*

明治九年六月五日 印**

* 上記二行朱書き
** 「横地安信」の丸朱印

裁判申渡書

広島県深津郡東町

士族KN乾二代言人

同郡西町 士族

原告人 和田 詫美*

一 貸金催促之訴

同県同郡医者町

平民

被告人 MT又助

〔一〇七B〕

其方共一件遂審理処左ノ如シ

一原告KN乾二〔代言人和田詫美*〕ヨリ

* この部分墨の線で抹消

被告MT又助へ明治七年三月十七日

金八拾円貸渡シ同年九月廿五日限り

月々ニ貳分ノ利足*ヲ加へ

* 「利息」の意

明治初年、広島県庁の民事裁判について（一）（加藤・紺谷）

返済可致トノ証書取置ク処期限過

去リ返済不致終ニ出訴ニ及フト雖モ

濟方不行届ニ付引当ノ地所入札

払申付ル間右払代金ノ内ヨリ

受渡スヘシ

但訴訟入費ノ儀ハ被告人ヨリ償

却ス可シ

右

代書人

〔一〇八A〕

所役人

右之通申渡セシ間一同立会被告

MT又助所有ノ地所入札払之上殘金

取纏メ本庁江差出ツ可シ

明治九年六月八日

〔一〇八B〕

（記述ナシ）

〔一〇九A〕 (注56、注57)

【二八】 貸米金催促訴

九年五月廿六日 六月三日 糶売 印**

言渡ス*

* 以上二行は欄外に墨書き

** 「脇屋」の丸朱印

明治九年第四百十号

七等判事 印***

*** 「横地安信」の丸朱印

裁判申渡案

備後国甲奴郡上下村農SK八朗代

人

同村農

原告

吉岡利久太

貸米金催促訴

同国恵蘇郡下原村農

被告

FI 末藏

同村農

同

NI 只平

〔一〇九B〕

其方共訴訟遂審理裁決スル左ノ如シ

原告人SK八朗儀明治八年四月十八日金拾七

円米貳拾三石ヲ被告人FI末藏NI只平

へ貸与へ明治八年十一月限返済ヲ受クベキ地所

書入ノ約定証書ヲ取置ク処期限過去去リ

返済不致ヨリ遂ニ出訴ニ及プト雖モ濟方

不行届ニ付右抵当書入ノ地所糶売払

申付ル間右代金ヲ以テ受渡スベシ

但訴訟入費モ右代金ノ内ヨリ償却スベシ

右

差副人

所役人

右之通申渡セシ間一同立会右地所

〔一一〇A〕

糶売払取計ラヒタル上書面相添代金

上納致ス可シ

明治九年五月十五日

主少属

副十四等出仕 柏屋 萬尋 印

小島 範一郎 印

〔一一〇B〕

(記述ナシ)

(一一一A) (注58、注59)

〔二九〕貸金催促之訴

第七百六十九号*

五等判事 印**

聴訟課 印三個***

主務

印****

* 欄外に朱書き

七等判事

副

印*****

** 「藤井」の丸朱印

*** 「山田」「菊池」「一色」の丸朱印

**** 「粕屋」の丸朱印

***** 「小島」の丸朱印

裁判申渡案

原告人 広島二丁目商M I清助代言人

被告 広島西引御堂町 商

原告人

八木 善太郎

貸金催促之訴

被告 広島堀川町 商

被告人

K G 忠七

備後国御調郡三原町商

忠七代言人

石井 周之介

其方共訴訟遂吟味処左ノ通り

(一一一B)

第一条

原告人ニ於テハ元金六百円ヲ日賦割済トナシ本年

明治初年、広島県庁の民事裁判について (一) (加藤・紺谷)

四月一日ヨリ毎日八円ツ、返償ヲ受ク可キ約定ニテ已ニ内金百八拾四円ハ度々ニ受取りタル処殘金相滞ルニ付約定証書面ノ通り抵当ノ店品ヲ引渡ス歟殘金全額ヲ一時ニ皆済スル歟ヲ請求ス

第二条

被告人ハ此ノ約定ハ無期限割済ニテ日賦ニハ非ズ証書面一日ニ付八円ツ、可払渡旨記載セシハ手元融通ノ都合ニ因リ一箇度毎ニ八円ツ、償却ス可キノ主意ナルガ故ニ今日ヨリ何月何日マテ毎日云々ト皆済満期ノ月日ヲ頭ハサザルナリ且別冊受取通帳ノ通り必毎日八円ツ、払来リシニ非ズ是レ一証ナリ然レハ融通(一一一A)

ノ都合ニ因リ返償間断シタレバトテ原告人ヨリ違約ヲ責ムル權ハ無之義ニ付其ノ請求ヲ承諾シ難キ旨申立タリ

第三条

第二条ノ如ク被告人申立ルト雖モ其ノ証書面一日ニ付八円宛可払渡旨明記有之且ツ日賦金員ヲ以テ元金額ヲ除スレバ皆済満限ノ期ハ自ラ現出ス可シ況ンヤ其ノ差出ス所ノTN喜兵衛ヨリ受取り置ク証書面ニ約定ノ通り皆済迄毎日請取云々同末条ニ日々御渡シ云々ト有之然フシテ該件ノ

約定タルヤ全ク此ノ証書ノ主意ニ原由シタル所顕
然ニシテ被告人申立ル如ク更ニ改約シタル者トハ相
見ヘザレバ其ノ日賦返償ノ約タル愈以テ明確ナリ且ツ

裁判申渡案

(一一二B)

廣島二町目商MI清助代言人

又受取通帳ニハ四月一日ヨリ同廿九日マデ或ハ毎日定額ヲ

廣島西引御堂町

渡シ或ハ数日ヲ隔テ一度ニ多員ヲ払ヒ来リ之レ有リ

原告人 八木 善太郎

ト雖モ是レ全ク被告人ノ違約シテ中絶シタルヲ追償

貸金催促之証

セシ耳然レバ被告人ノ申立ニ反シテ亦日賦ノ明証ナリ

廣島堀川町商

因テ被告人申立ハ不相立ニ付原告人請求ノ通

被告人 KG 忠七

リ濟方可申事

同 同平田屋町商

但訴訟入費ハ規則ノ通り被告人ヨリ

KG 宗三郎

償却ス可キ事

備後国御調郡三原町商

明治八年八月廿三日

忠七代言人

(一一三B)

石井 周之介

廣島研屋町商

宗三郎代言人

岡 謙藏

【一三A】 (注60、注61)
【三〇】貸金催促之証

第七百六十八号*

* 欄外に朱書き

五等判事 印** 聴訟課 印四個***

主務

印****

七等判事

副

印*****

** 「藤井」の丸朱印

其方共訴訟遂吟味処左ノ通り

第一条

原告人ハ元金五百円ヲ日賦割済トナシ

本年四月一日ヨリ毎日七円宛返償ヲ受ク

可約定ニテ已ニ内金百六拾壹円八度々ニ
受取リタル処殘金相滞ルニ付約定証
書面ノ通り抵当ノ廻船三艘ヲ引渡ス
歟殘金全額ヲ一時ニ皆済スル歟ヲ請求ス

第二条

(一一四A)

被告人ハ此ノ約定ハ無期限割濟ニテ日賦
ニハ非ズ証書面一日ニ付七円ツ、可払渡
旨記載セシハ手元融通ノ都合ニ因リ一
箇度毎ニ七円ツ、償却ス可キノ主意ナル
ガ故ニ今日ヨリ何日何日マデ毎日云々ト皆
濟満期ノ月日ヲ顕ハサベルナリ且ツ別冊
受取通帖ノ通り□*毎日断ヘズ七円ツ、拂ヒ
来リシニ非ズ是レ一証ナリ然レバ融通ノ都
合ニ因リ返償間断シタレバトテ原告人ヨリ
違約ヲ責ムル權ハ無之義ニ付其ノ請求ヲ
承諾シ難キ旨申立タリ

第三条

第二条ノ如ク被告人申立ルト雖モ其ノ証
(一一四B)

書面一日ニ付七円宛可払渡旨明記有
之且ツ日賦金員ヲ以テ元金額ヲ除スレハ皆済

明治初年、広島県庁の民事裁判について (二) (加藤・紺谷)

* 判読不能。

満限ノ期ハ自カラ現出ス可シ況ンヤ其ノ差
出ス所ノTN喜兵衛ヨリ受取リ置ク証書
面ニ約定ノ通り皆済迄毎日請取云々同末
条ニ日々御渡シ云々ト有之然フシテ該件ノ
約定タルヤ全ク此ノ証書ノ主意ニ原由シ
タル所顯然ニシテ被告人申立ル如ク更ニ改
約シタル者トハ相見ヘザレバ其ノ日賦返償ノ
約タル愈以テ明確ナリ且ツ又受取通帳ニハ
四月一日ヨリ同廿九日マデ或ハ毎日定額ヲ渡シ
或ハ数日間断シテ一度ニ多員ヲ払ヒ来リ
有之ト雖モ是レ全ク被告人ノ違約シテ中
(一一五A)

絶シタルヲ追償セシ耳然レバ被告人ノ申立ニ
反シテ亦日賦ノ明証ナク因テ被告人申立ハ
不相当ニ付原告人請求ノ通り濟方可
致事

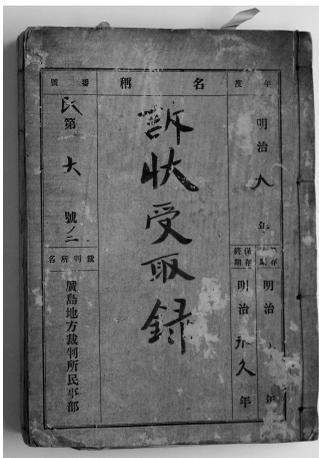
但訴訟入費ハ規則ノ通り被告
ヨリ償却スヘシ

明治八年八月廿三日

(一一五B)
(記述ナシ)

資料

四 附属 函 面



修道法字 三四卷 一号

二一〇(二一〇)

五 控訴審事件本文の読下し

『裁判申渡案』中【八】事件の控訴審判決が、『上訴裁判通知録』（自明治十年 至同 十二年（民第五号ノ一））に収録されているのが見つかったので併せて紹介する。

明治一〇年九月四日「裁決」書⁽²⁾

明治七年第六十七号控訴事件*

（一A）

裁決書

広島県下第九大区三小区乃美

村惣代人

原告**

T S 郁一郎

同県下第一大区七小区船入村

土族

同代人

小澤 正義

山地経界争論控訴

同県下同大区四小区久芳村惣

代

被告**

W B 喜太郎

*** 被控訴人、第一審原告

同 I G 鶴藏
同 O U 隆平

（一B）

原告控訴ノ要旨

該論所ハ嘗テ寛政度*ニモ被告村ト経界争論ヲナシ且

* 西曆一七八九〜一八〇一年

広島藩（二）於テ第壹号貳号ノ裁許状ヲ下付セラレタル

場所ニテ其経界ハ石塚ヨリ上へ見通シ被告唱フル腰

懸岩ノ外左ニ当リ別ニ脇懸岩ト唱フル岩アリ夫ヨリ方

今被告唱フル角山私林則字大須ガケ全峰ノ鏡

岩へ見通シ夫レヨリ西方木コリウ子同ウチ通りヨリ北方ハ

谷川へ下リ川通り石休渡ヨリ被告唱フル潤ヶ渡ヲ過

彌八カ渡ニ至ルヲ原告村ト被告村トノ分界ニシテ其東

北ハ原告村ノ共有地ニ有之処被告（二）於テ寛政度裁許

状ニ記載コレアル字ノ所在ヲ転シ大須ガケヲ私林ナリ

ト主張シ明治七年九月廿四日広島県へ出訴セシニ付右

ノ趣ヲ以テ答弁（三）及ヒタル処明治九年十月十八日全県裁

（二A）

判所（二）於テ被告ノ申分ヲ採用シ控訴状掲載ノ通り裁判
セラレタリ然ルニ被告カ腰掛岩鏡岩ト唱フル両石ハ戊ノ方
領ナリト定メ實際ハ亥子ノ間ニ当ル両岩ヲ以テ戊ノ方

領トナシ経界線ヲ画セラレタルハ実地ト文章ト甚抵牾セシ裁判ナリ且被告絵図面ニオナシカ壠木コク壠全壠尻リト判然記載有之ヲ木コク壠全壠尻リノ二ヶ所ヲ消滅シ原告唱フルツク壠被告唱フルオナシカ壠ヲ新ニ木コク壠ト唱ヘラレ見取絵図ヲ下付セラレタリ將又寛政度裁許状ニハ壠通リトアルヲ今般峰通リニ経界ノ区画ヲ立ラレタレトモ峰ト壠トハ其字義同シカラサル而已ナラス実際ニ於ケルモ大ニ異ナリ凡峰ト称スルハ山ノ絶頂ヲ云ヒ山腹七八分ノ処ヨリウ子ヲナシタル処ヲ壠ト云フ抑寛政度裁許状ニ壠通リトアルハ山腹七八分ノ処ヨリウ子立

(二一B)

タル処アルヲ以テ経界ノ区画ヲ付ラレタルモノナレハ該裁許状ニ基キ石塚ヨリ上ヘ見通シ原告唱フル腰懸岩夫ヨリ大須戸カケノ鏡岩ヘ見通シ西方木コクウ子夫ヨリ北方谷川ヘ下リ川通リ石休渡ヨリ彌八カ渡ニ至ルヲ原告被告村ノ経界ナリト陳述セリ

被告答弁ノ要旨字大須戸山ハ往古ヨリ被告村ノ共有山ニシテ第壹号ヨリ第七号ニ至ル証拠物有之則該山ノ境界ハ第壹号ニ号旧広島藩ノ裁許状ニ明記コレ有ル如ク字円佛石塚ヨリ上ヘ見通シソウ々々谷鏡岩同腰懸岩大須戸カケ峰ニ至リ夫ヨリ右ヘ取り峰通リ木コク峰ニ涉リ同峰通リ左谷川ニ下リ彌八カ渡ニ至ル迄ヲ原

明治初年、広島県庁の民事裁判について (一) (加藤・紺谷)

被告村ノ経界トシ西南ハ被告村ノ共有地ニ相違無之然ルヲ原告 (二) 於テ字ノ処在ヲ異ニシ被告村ニテ角山ト唱フル村

(二二A)

民從來ノ私林ヲ大須戸ガケト愛称シ同峰ノ石ヲ鏡岩トシ柳カウ子ト唱フル山ヲ木コク峰ト云ヒ同峰通リ北方谷川ヘ下リ夫ヨリ川通リ木コク渡リ測ケ渡リ夫ヨ

リ彌八カ渡リニ至ルヲ分界ナリト主張スレトモ果シテ然ラハ其川筋木コク渡測ケ渡等ノ字ヲ寛政度裁許状ニ明記スヘキ筋ナリ且旧采村民私有シ既ニ地券迄拝受セシ腰林ヲ見通シ経界ナリト陳述スルハ最誣訟ノ甚シキト謂ヘシ又被告唱フル両岩ハ亥子ノ間ニ当ル旨陳述スレトモ該所ハ戌ノ七度ニ相当セリ將又原告唱フル腰懸岩ハ小岩ナリ鏡岩ハ角山私林ノ谷ヲ越同山ノウ子ニアル岩ナレハ石塚ヨリ見通スヲ得ヘカラサル処ナリ原告 (二) 於テ峰ト壠トノ差別ヲ論スレトモ寛政度裁許状ニハウ子ト記載アリ仮令ウ子ハ壠字ヲ用フル只高所ヲ壠ト唱ヘ

(二二B)

峰ト云モ異ナル事ナシ依テ始審ノ裁判ハ至当ナリト陳述セリ

判決

原告 (二) 於テ被告腰掛岩鏡岩ト指ス処ノ岩ハ亥子ノ間ニシテ実地ト始審ノ裁決ト適當セス原告指ス処ノ

〔四B〕
明治十年九月四日 大坂上等裁判所

両岩ハ戌ノ方領ニシテ則チ始審裁判所ノ方位ト符合スル旨申立ルニ依リ之ヲ地方庁ニ照会シ実地ノ方位ヲ調査セシムルニ被告指ス処ノ両岩戌ノ七度ニ在リト回答有之加之寛政度旧藩ヨリ下付シタル裁許状ニ木コクウ子同ウ子尻ヨリ彌八渡リト有之上ハ逆ニ之ヲ押スモ字尻ハ紆回シテ引付得可キ筋ニアラスシテ直チニ引付ケ得可キ場所ナルハ無論ナルニ由リ其直チニ引付ケ可キ場所ヲ推定スルニ被告カ申立ル所即チ始審裁判上ニ於テウ子尻

〔四A〕

ト定メシ場所ヲ以テ適當ナリトス仍テ彌八カ渡ヨリ直チニ同ウ子尻ニ至リ夫ヨリ木コクウ子大須廣カケウ子通り下ヘ被告唱フル腰懸岩ヲ見下シ同所ヨリ左ヘ石塚円仏荒所鼻ニ至ル迄始審裁判上ノ境界線ヲ推考スルニ総テ順次穩當ニシテ敢テ間然スル所ナシ是レ仍チ寛政度旧藩ニ於テ裁許シタル兩村ノ境界ナル事判然タリ又原告ニ於テ壠ト峯トハ指ス所場所異ナリト申立レトモ原告ノ陳述中ニ原告 (一) 於テフルツク壠ト唱ヘ被告ニ於テ之ヲオナシク峯ト唱フルトアルニ因テ之ヲ觀レハ場所ハ同シク峯ニシテ唯其稱ノ〔^マ〕異ナルモノタル明白ナリトス
前条ノ如クナルヲ以テ原被告兩村ノ境界ハ始審裁判ノ通り可相心得事

(1) 本書は、縦二五・三 cm、横一八・八 cm、厚さ三・八 cm。半葉茶色二三行罫紙、中央下部に「大坂上等裁判所」の同色印刷がある。
(2) 本件は、第一審広島県裁判所で、受付(九月二四日)審理され、同付箋によると、「明治九年一〇月一八日裁許、同年十一月二日控訴届出ル」とあるので、明治一〇年九月四日に、大坂上等裁判所において判決がなされたようである。なお、上等裁判所の判決謄本では、「原告」村とあるのは、第一審では被告の村名なので、「控訴人」と解せられ、「被告」とあるのは、被控訴人の村と解される。

六 『裁判申渡案』本文読下しの注

一 凡例

- 1 目次によると全体で九五件が収載されている。番号が欠けているものがあつたが、便宜上その番号を【一一新】【二一四】【二六二】として示したので、更に増える可能性がある。なお、目次は、加藤が「明治初年代、府県裁判所異聞(一)——広島県裁判所を中心として——」『修道法学』第二巻一・二合併号七二～七三頁(平成二二年三月)において紹介したことがある。
- 2 本資料に出てくる事件名を、見出しから取りだして記した(訴名等一覧表)。広島地方裁判所に保管されている、この時期の『訴状受取録』には「明治七年・八年民第六号ノ一」と「明治九年民第六号ノ二」「明治九年民第六号ノ三」の三冊がある。「裁判申渡案」中の事件番号を手掛かりに、可能な限り『訴状受取録』に記載されている事件の記述との照合を試み、照合ができたものに*を附した。
- 3 【二一一】～【二一一二】は、同じ事件なので、枝番号を付して表記した。なお、【二一二及び三】は、原告と事件名(訴額も)は同じであるが、土地の面積に僅かな相違があり、また被告が別人のため、別事件と考えられる。それ故、別々の三件として扱うことにした。その他、「大坂上等裁判所」の判決謄本【八】【二四】や当事者の提出した申立書なども一緒に綴じ
- 4 込まれている事件がある。それらも併せて紹介する。
- 5 用紙の体裁については、事件番号を記した丁数の下に注の番号を付し、この注に記した。
- 6 本文の丁数は、□内に示したが、Aは用紙の右半葉を、Bは用紙の左半葉であることを示している。左半葉が白紙のときは、(記述ナシ)と注記し、その後ろに三行分を空けた。なお、各葉の記述の後ろに三行以下が空白のときはその行数分を空け、四行以上の空白があるときは三行分を空けた。
- 7 事件の最後の行と次の事件の用紙との間に三行分を空けた。最後の半葉に何も記されていない場合、(記述ナシ)として、次の事件との間に三行分を空けた。
- 8 本文中の旧漢字は、原則として常用漢字で表記し、裁判所等公的機関の所在地・名称は、本文通りに表記するように努めた。ただし、個人の特定に関わる部分は伏字にした。
- 9 裁判官の丸朱印のみ押捺してある箇所は、「印*」とし、判読可能なものは、下欄に「*氏名」丸朱印」と注記した。
- 10 氏と名の間は原則として半角分を空けるようにしたが、統一はとれなかった。当事者の個人名の表記に当たっては、「氏」を漢字の表記数に合わせてローマ字の大文字で示した。裁判官、代言人などの場合、氏名をそのまま示した。
- 11 入力ワープロソフトは、「太郎2010」と「2011」を用いたが、旧漢字で印刷できない場合に備えて、読みを付け

下部に注記した(例、倍蓰(ばいし)。その意味は、数倍に増すこと(小柳司気太『増補版新修漢和大辞典(第一九版)』一二八四頁 博友社(昭和三八年)、『広辞苑(第二版)』一七六一頁(三二A) 参照)。

本文中の旧漢字は常用漢字で表記するようにした。例、「條」は「条」に統一した。なお、焼□(三四B)は、シに威と書かれているが、「滅」の誤記ではないかと思われる。

11 「原(被)告於テ…」などの文章は、「ニ於テ」とするため、「(二)を補った。読みに困難を覚えるかと思われる漢字にルビを振った。例、「剩^{アツマカ}へ」「又候^{マツコロ}」

12 複合文字(例、トモ)は読みそのままカタカナで記した。

13 略字(例、イエドモ)は、正字(雖モ)で表記した。

14 本問中、判読不能の文字は、一字毎に□で記した。

15 欄外上部に多くは朱墨の注記がある、製本の際に截断されたため、文字が切り取られている箇所がある。復元可能なものは文字を充てたが、判読不能の文字は□で示した。

16 入力にあたり、本文は、八ポイントの文字を用いたが、意図的に本文より小さな文字を使っていると考えられる文字は、七または六・五ポイントで示した。例、割注、士族、農、商など。

17 明治元年までの年号には、西暦の年号を付し、明治二年以降の分は省略した。

18 事件番号の下に事件名を記し、強調文字で示した。ただし、

目次と『訴状受取録』に記されている事件名が違ふときは、原則として本文中の事件名を記し、注に目次の記述との違いを摘記した。例、【五】論山実地検査

二 各事件についての注

(注1) 【一】事件(一A)と(三B)迄の使用の用紙の型は、縦二四cm、横一五cm、半葉(黒色縦線引)八行、一葉中央下部に「廣島縣」の黒色印刷がある。

なお、宮崎十三八・安岡昭男編『幕末維新人名事典』新人物往来社(一九九四年)によると、伊達宗興(だて むねおき)一八二四(文政七年)〜一八九八(明治三二)年は、紀州藩士成田弥三右衛門の五男。通称五郎。伊達宗広の養嗣子。一八六三年一月脱藩して幕府に藩政改革を直訴するなど同藩のいわゆる江戸派に対する反撃を企てた。一八六四年帰藩し、翌年幽閉。一八六七年許され、翌年、藩執政千石。次いで藩権大参事となる。廃藩後の一八七二(明治四)年広島県参事、翌年同県権令となり、一八七五(明治八)年一月退官。墓は京都市北区金閣寺町鹿苑寺、とある(鈴木真也氏執筆)。

(注2) 【四A】と【四B】の使用の用紙の型は、縦二六cm、横一八cm、半葉(黒色縦線引)一〇行、一葉の中央下部に「廣島縣」の黒色印刷がある。

(注3) 【五A】と【八B】迄使用の紙型は、縦三三・三cm、横一五cm、半葉(黒色縦線引)一〇行、一葉中央下部に「廣島縣」の黒色印刷

がある。

(注4) 〔二〕事件(九A)～(二〇B)迄使用の用紙の型は、縦二五・八cm、横一八cm、半葉(黒色縦線引) 一〇行、一葉中央下部に「廣島縣」の黒色印刷がある。

(注5) 「緑礬」硫酸鉄(Ⅱ)の七水和物の通称。ろくばん↓硫酸鉄。又同上「硫酸鉄(Ⅱ)(硫酸第一鉄) 化学式FeSO₇七水和物を緑礬という。青緑色の結晶。鉄を希硫酸に溶解するか黄鉄鉱の粉末を水で湿して空気で自然に酸化させることで得られる、インクの製造、医薬、分析用試薬などに用いる」(広辞苑(第五版) 岩波書店)

(注6) 本葉以下の文は朱書き

(注6-2) 以下の文章は朱書き。うち後半の一葉(二一A～二二B)は、同じ判型で藍色の用紙、中央下部に「司法省」の同色の印刷がある。

(注7) 〔四〕事件(二二A)～(三〇B)の用紙は、半葉黒色縦線引一〇行、一葉中央下部に「廣島縣」の黒色印刷がある。

「明治七年・八年 訴状受取録」(民第六号ノ一)には、
「四百六十五 地所出入訴 第七大区諸木村 T G 重兵衛

八年三月廿七日 裁許 被 MK林兵衛」

と同一事件ではないかと推測される。日付と裁許の文字は朱書きで、事件名と日付上部に朱の丸印があり、落着を示す印か。なお、上部欄外に「小島」の丸朱印と「判二二六号」の記載がある。「判二二六号」は、本『裁判申渡案』を指している。

明治初年、広島県庁の民事裁判について(二)(加藤・紺谷)

(注8) 〔五〕事件(三二A)～(三七B)の用紙は、半葉橙色縦線引一

三行、一葉の中央下部に「廣島縣」の同色の印刷がある。
(注9) 本事件の内容は、所有権に基づく土地引(明) 渡請求の訴えと見るべきか。目次、本文とも「論山実地検査」とある。

なお、『明治七年・八年 訴状受取録』(民第六号ノ一)の七年の「三百四十七号」の分には、「受負板(物品 出入訴)」とあり、「八年二月三日席後済」の朱書きがあるが、事件名、当事者名とも本文と一致しない。

また、念のため、同書の八年の分には、

「三百四十七号 地所出入訴 第二大区久地村

HO 甚九郎

十月廿八日

○ 席後済

被 ND I 林兵衛」

とあるがこれも本件の記述とは考えられない。なお、「日付と席後済、被」は朱書き。欄外上部には「渡邊」の丸朱印と「岡田」と書いた付箋が貼付されている。

(注10) 「惣」は「訴」に同じ意。藤宝明『学研漢和字典』による。

(注11) 〔六〕事件(三三A)～(三九B)の用紙は、半葉一三行茶色縦線引、一葉中央下段に「大坂上等裁判所」の同色の印刷がある。全二葉。〔五〕事件の控訴審判決と推測されるが、本文と目次に従い各一事件として扱った。なお、事件番号が「訴状受取録」のそれと一致しない(注9)参照。

二二九(二二九)

(注12) 【七】事件(四〇A)～(四二B)の用紙は、半葉一〇行黒色縦線引、一葉中央下部に「廣島縣」の同色の印刷がある。全三葉。

『明治七年・八年 訴状受取録』(民第六号ノ一)には、

「三百七十九 ○難渋出入訴 第一大区八小区榎町 H 宗十郎

八年三月十七日裁許 原田 東三郎

被 第三大区瀬戸島 MS新右衛門」と

ある。

なお、上部欄外に、「判二二六号」の朱書きと「村上」の丸朱印がある。

事件名上部にある朱の〇印は、事件が落着したことを示すものと推測される。

「八年三月十七日裁許」は朱書きで記され、上部欄外に「村上」の丸朱印と「判二二六号」の紫墨書がある。上部欄外には七月廿二日とあり、同日に四件が受け付けられている。

本文には、「八年三月十八日」とあり、『訴状受取録』と一日のズレがある。

(注13) 【八】事件(四三A)～(四六B)の用紙は、半葉一二行藍色縦

罫紙、一葉中央下部に「廣島縣裁判所」の同色の印刷がある。全四葉。なお、他に絵図面一葉が添附されている。

『明治七年・八年 訴状受取録』(民第六号ノ二)の七年の分に、九月廿四日受付

「六十七 九大区久芳村WN喜太郎外二名 被告人 同区乃義村

掛菊池 副一色 I K利右衛門外一名 地所境界出入ノ訴
九年十月六日裁許〇 十一月控訴〇」の朱書きがある。

なお、貼付されている付箋には、

「六十七号九大区久芳村乃美村 訴

明治九年十月十八日裁許

十一月二日控訴届出ル」と朱書きで記されている。

その他、上部欄外に「六十七号 明治九年 十月十八日裁許」の朱書きと「小島」の丸朱印が捺されており、「判二二六号」の朱書きがある。

(注13-1) 【八】事件の控訴審判決は、『自明治十年至同十二年 上訴裁判通知録』中に、取載されている。半葉二三行茶色縦罫紙、縦二五・

三 cm、横一八・五 cm。一葉中央下部に「大坂上等裁判所」の同色の印刷がある。

その内容は、本稿の、五、に別途紹介する。

(注14) 【九】事件(四七A)～(四七B)の用紙は、半葉二三行橙色縦

罫紙、一葉中央下部に「廣島縣」の同色の印刷がある。全一葉。

『明治七年・八年 訴状受取録』(民第六号ノ二)には、

「三百十二 貸米催促訴 第五大区上殿河内村SK元太郎

代言人 松田 徳藏

八年八月三十日裁許 同区同村

被 KD作藏」とあり、

番号、裁許日付、被は朱書きである。

なお、上部欄外に「十一月五日 光田 印 判三二六号」の墨書きがある。印は「澤」の丸朱印。

(注15) 【一〇】事件(四八A)～(四九B)の用紙は、【九】と同じ。

全二葉。なお、事件担当関係者の押印はない。

(注16) 【一新】(五〇A)～(五一B) 目次に載っていないので、仮にこの番号にした。用紙は、【九】と同じ。全二葉。

(注17) 明治五年太政官布告第三二七号布告(十月二十二日)は、「平民相互ノ金穀借貸慶應三年丁卯十二月晦日以前ニ係ル者ハ一般裁判ニ不及明治元年戊辰正月元日以後ノ分ハ裁判ニ及候事」と規定している。なお、上部欄外に「六年太政官第九号参看」とある(法令全書 明治五年 二一六頁)。

(注18) 【一二】事件(五二A)～(五四B)の用紙は、【九】と同じ。

全三葉。なお、事件名は、目次によると「湧水分取」となっている。

(注19) 欄外朱書きの文章は、「元禄五年三月三日為取換條約書三分水九番トシ輪番ノ法ヲ立テ七番ハ丸山村ヘ式番ハ川角村ヘ引水スル時間ヲ定メタル上ハ被告丸山村ノ申分ハ不相立事」で、「横地安信」の丸朱印がある。

(注20) 【一二】事件は、『裁判申渡案』(五五A)～(五七B)、原告の「申口」(五八A)～(五九B)、『裁判申渡案』(六〇A)～(六一B)、同(六三A)～(六五B)から成っている。本稿では、順次【二一】～【二二】～【二三】の番号を付した。本件の用紙は、【九】と同じ。全二葉。被告の氏名が異なる

明治初年、広島県庁の民事裁判について(一)(加藤・紺谷)

ので三件と思われる。

(注21) 目次中の事件名は「地券書換」となっている。

『明治七年・八年訴状受取録』(民第六号ノ二)には、明治八年八月一日(第千二百十九号)より同年十月三十一日(第千九百三十号)まで理由不明による欠落のため参照できなかった。

(注22) 明治七年太政官布告第一〇四号(十月三日 輪郭附)は、「地所売買致シ候節代金受取ノ証文有之トモ地券申受ケサレハ買主ニ其地所所有ノ権無之候条規則ノ通地券書替申請ヘシ若シ地券ヲ申受スシテ後日發覺スル時ハ罰金トシテ証印税地券書替ノ証印税倍科スヘク此旨布告候事」と規定している。本文上部欄外に「八年第六号布告ヲ以テ改正」の注記がある(『法令全書 明治七年 一三七～一三八頁)。

(注23) 【二三】事件の用紙は、【九】と同じ。全二葉。

『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ二)には、
「一月廿二日 預ケ金違約ノ訴 (原) 高宮郡古市村OM徳助
式百十七 二月十二日裁許 代言人 長岡直夫
掛一色 副山田 (被) 安藝郡牛田村」

あり、上部欄外に「判三二六号」の朱書きがある。裁許の日付の横に朱の〇印がある。

(注24) 【二四】事件の用紙は、【九】と同じ。全二葉。

『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ三)には
「二月廿二日 貸金催促訴 (原) 安藝郡莊山田村AI幾之助

二二一 (二二一)

式百十一 二月廿三日却下 裁許 代言人 富田治左衛門
掛山田 副小島 (被) 同郡栃原村 M U 藤藏」とある。

なお、番号、日付と裁許、掛の名前は朱書き、上部欄外に「判二二六号」の朱書きがある。裁許の日付の横に朱の〇印がある。

(注25) 『一五』事件の用紙は、『九』と同じ。全五葉。

『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ一)には、

「一月十四日 家督相続妨碍ノ訴 (原 安藝郡府中郡田 U E 次郎外二名 百三十七 九年二月廿七日裁許 代言人 桑原千次郎

掛小島 副一色 (被) 安藝郡府中郡 M Y キタノ」

とあり、上部欄外に「判二二六号」の朱書きがある。日付の横に、朱の〇印がある。

(注26) 明治六年太政官布告第二十八号(一月二十二日)(布)は、「今般華士族家督相続ノ儀ニ付左ノ通被相定候條此旨相達候事」として以下のような規定を置いている。

総領ノ男子他ハ養子ニ遣シ或ハ父ノ心底ニ不応縁故有之者ハ厄介ニ遣シ其家ハ次三男或ハ他人ニテモ当主ノ存寄ヲ以テ相続願出候節ハ聞届不苦事(この二行は傍点付き)。なお、上欄外に「第二百六十三号ヲ以テ改正」の注記がある。なお、下記の(追加)の条項の上部欄外に「第二百六十三号ヲ以テ追加。第三百一十号ヲ以テ男女両戸主結婚ノ者合家ノ項ヲ追加ス。九年第七十五号布告ニ依リ該項消滅」の注記がある(『法令全書 明治六年』二二二(二四頁))。

因みに、本布告は、他に以下のように規定している。

(改正) 家督相続ハ必総領ノ男子タル可シ若シ亡没或ハ廢篤疾等不得止ノ事故アレハ其事実ヲ詳ニシ次男三男又ハ女子ハ養子相続願出ツヘシ次男三男女子無之者ハ血統ノ者ヲ以テ相続願出ツヘシ若シ故ナク順序ヲ越テ相続致ス者ハ相当ノ答可申付事。

幼少ニテ家督為致候節ハ親戚又ハ他人ニテモ相当ノ者相撰後見可為致事。

当主隠居致実子又ハ養子家督相続致シ候上其相続人多病或ハ不埒ノ儀有之與又ハ病死致シ最前ノ隠居壯健ニテ再相続願出候節ハ聞届不苦事。

但再相続人ト可称事。

当主壮年ナレトモ疾病其外無抛事故有之養子致シ候処前当主疾病平癒又ハ事故相解候節再家督致シ右養子ハ実家ヘ立戻リ候與又ハ当主他ハ縁付候共双方熟談ノ上願出候ハ、聞届不苦事。

本家分家親戚等ノ内当主病死致シ跡子弟幼年並姉女子等ノ砌死者ノ遺言又ハ其父母並重立候親戚及遺妻子女熟談ノ上合家願出候ハ、聞届不苦事。なお、上部欄外に「九年第七十五号布告ニ依リ消滅」の注記がある。

父母伯叔総テ目上ノ者子弟甥等ノ目下ノ家ヲ繼承スルトキハ相続人ト称シ養子ト称スヘカラス。

当主死去跡嗣子無之婦女子ノミニテ已ラ得サル事情アリ養子難致者ハ婦女子ノ相続差許

従前ノ給禄可支給事。なお、上部欄外に「九年第百八号布告ニ依リ給禄消滅」の注記がある。

(追加) 婦女子相続ノ後ニ於テ夫ヲ迎ヘ又ハ養子致シ候ハ、直ニ其夫又ハ養子ヘ相続可相讓事。なお、上部欄外に「第二百六十三号ヲ以テ追加。第三百一号ヲ以テ男女両戸主結婚ノ者合家ノ項ヲ追加ス。九年第七十五号布告ニ依リ該項消滅」の注記がある。

右之通候条条華族ハ管轄庁ヨリ正院ヘ相同士族ハ管轄庁ニ於テ聞届可申事(なお、上部欄外に「九年太政官第二十六号達ヲ以テ華族願届ハ宮内省ヘ差サシム。十二年同八号達ヲ以テ士族家督相続養子願ニ及ハス。戸長二届出シム」の注記がある)〔法令全書 明治六年〕二三(二四頁)。

(注27) 明治六年太政官布告第二百六十三号(七月二十二日)(布)は、「本年一月第二十八号布告華士族家督相続ノ儀御詮議ノ次第有之左ノ通第一章改正並ニ第二章追加相成候条此旨華士族ヘ布告スヘキ事」と規定している〔法令全書 明治六年〕三九六頁。

(注28) 末尾に朱書きで六行にわたり付記されている。本文中の朱の「」で括った部分(***を付した部分)を末尾に記載の文章に書き替える案を示したもののか。

(注29) 【二六】事件の用紙は、【九】と同じ。全四葉。

(注30) 『明治七年・八年 訴状受取録』(民第六号ノ一)には、「六百五十 地所出入訴 第九大区久比村KW和三郎

代理人 伊藤徳藏

明治初年、広島県庁の民事裁判について(一)(加藤・紺谷)

同区立花村 T B H増次、

上部に「九年三月七日裁許」の朱書きと、上欄に「三月十四日不服ニ付控訴届出ル」の記述がある。本書の目次では事件名が「地所取戻」、代理人が「原田東三郎」と記されており、『訴状受取録』の記載と必ずしも一致しない。なお、欄外に「判三二六号」の墨書がある。

(注31) 【二七】事件の用紙は、【九】と同じ。全三葉。本文は全体に「二字下げの体裁で書かれている。

(注32) 『明治七年・八年 訴状受取録』(民第六号ノ一)では、二行を使っている。

「七百 田地用水出入訴 第八大区川尻村WN弥平次

代理人 奥林平八郎

同村 M T 亀吉

上部に「十月十二日 ○裁許」とあり、丸印は朱である。一件落着の意か。なお、上部欄外に「判三二六号」の朱書きと「右田」「一色」の丸朱印がある。

(注33) (八一B)の後ろに、土地の図面が二葉(全体図と拡大図)綴じ込まれている。

(注34) 【二八】事件の用紙は、【九】と同じ。全二葉。

(注35) 『明治七年・八年 訴状受取録』(民第六号ノ一)には、以下の記述がある。

「七百六十 地所出入訴 第十七大区比和村KN栄八郎

一三三三(二三三)

代言人 平元和七郎

十月二日裁許

同区同村

A K 壹平兵衛外二名

なお、上部欄外に「六月八日」の墨書と丸朱印がある。前者は事件の受付の日付と思われる。後者は薄くて判読が困難であるが「粕屋」か。事件名の表示が異なっている。

(注36) 【一九】事件の用紙は、【九】と同じ。全二葉。

(注37) 『明治七年・八年 訴状受取録』（民第六号ノ一）では、書式が変わり、

「七月七日 買受山経界引渡催促訴 原 第七大区小田村 O M 作右衛門

九百貳十七*

代言人 中山源九郎

掛 粕屋**

被 同区同村

九月廿九日裁許* I S 修二郎」と記

されている。

なお、* は朱書き、** は丸朱印。欄外上部に「判二二六号」の朱書きがある。

(注38) 「八五 B」に続いて、土地の図面が一葉綴じ込まれており、その表面の全体にわたって「申渡」書が墨書されている。図面を「八六 A」、「申渡案」を「八六 B」として示すことにする。

(注39) 図面裏の「申渡案」を【一九一・二】として示す。但し、事件名の部分は筆者が補った。なお、図面表に四行にわたたり、「広島県管下第七大区八小区 安芸国高宮郡小田村ノ内伊豫 陳原山測量絵図曲尺貳

分ヲ 以テ卷間トス」の注記がある。

(注40) 【二〇】事件の用紙は、【二】事件の用紙と同じ。半葉縦十行、一行十三字罫紙、中央下部に「廣島縣」の黒色の印刷。全二葉。

(注41) 『明治七年・八年 訴状受取録』（民第六号ノ一）には、欄外上部に二月十二日の朱書きと「二色」の丸朱印がある。

「百四十九 売買米違約訴 第十大区河南村 K B 増次郎

代言人 原田東三郎

六月八日裁許* U J 藤兵衛」とある。

上部欄外に、二月十二日の朱書きと「判二二六号」の墨書、「二色」の丸朱印がある。

なお、* 印の部分は朱書きである。

(注42) 明治前期の民事訴訟手続については、基本的には、当時統一した民事訴訟法典がなかったところから、徳川期からの訴訟手続を受け継ぎながら、フランス等の訴訟制度の影響下、訴訟手続の近代化を試みようとしていた。本資料中に見られる「差添(副)人」【二五】事件【二八】事件など・「引合人」【二〇】事件についても徳川期から見られたもので、前者は訴訟当事者の介添え人、後者は和解の当事者などの性格・役割を有したとされる。詳細は瀧川叙一『明治初期民事訴訟の研究』（信山社、二〇〇〇年）、林屋礼二『明治期民事裁判の近代化』（東北大学出版会）。

(注43) 【二二】事件の用紙は、【九】と同じく、橙色の罫紙、半葉一三行、

縦二六・〇 cm、横一八・〇 cm、中央折目部分に「廣島縣」と同色で印刷されている。全一葉。なお、『訴状受取録』中には、この部分は欠けている。

(注44) 『明治七年・八年訴状受取録』(民第六号ノ二)には、

「明治八年七月三十一日(千百二十八号)貸金催促訴」迄で、以後欠亡。次は、「十一月二日(千九百三十一号)地券証書換訴」から始まっており、「八年千九百十九号」は上記訴状受取録の亡失しているため参照できなかった。

(注45) 「二二」事件の用紙は、【九】と同じ。全一葉。

(注46) 「二三」事件の用紙は、【九】と同じ。全五葉。

(注47) 『明治七年・八年訴状受取録』(民第六号ノ二)には、
「四百九十二家督出入訴 第八大区廣村MOサヨ
原田東三郎
十二月廿五日 同大区同村
MO傳次郎」とあり、

日付、裁許、○印は朱書きであり、上部欄外に「四月廿日」分、「判二二六号」の朱書きと、「岩田」の丸朱印がある。

(注48) 「二四」事件は、【三三】事件の控訴審判決。その用紙は、茶色半葉統一三行の罫紙で、中央下部に「大坂上等裁判所」と同色の印刷。全五葉。

(注49) 「二五」事件の用紙は、【九】と同じ。全二葉。

なお、右欄外に「九年三月十九日身代限裁許」の朱書きがあるが、

明治初年、広島県庁の民事裁判について(一)(加藤・紺谷)

「身代限」は墨の点で抹消されているように見える。

本文上部欄外に「四月十二日 金員下 渡落着」の朱書きがある。

(注50) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ二)には、

「二月九日 貸金催促訴 (原) 廣島研屋町NI虎之助
四百五十三 代理人 木下常藏
掛小島 副粕屋 (被) 同所同町
Y M 吉兵衛」とあり、

事件名の隣の欄に、「三月十九日抵当物競売四月十一日落着」の朱書きと朱の○印がある。なお、上部欄外に「判二二六号」の朱書きがある。

(注51) 「二六」事件の用紙は、【九】と同じ。全二葉。なお、右欄外下部に「五月十二日呼出」の墨書があり、次の行に「明治九年五月廿日入札拂ヒ 裁許申渡」の朱書きと「小島」の丸朱印、最下部に「脇屋」の丸朱印がある。

(注52) 『明治九年 訴状受取録』(民第六号ノ二)には、

「四月八日 貸米催促訴 (原) 高田郡吉田村
千貳百六十 K T 林兵衛
掛小島 副山田 (被) 同郡来女木郎
A T 武八郎 外一名」とあり、

事件名の隣の欄に、「六月廿日裁許」の朱書きと朱の○印がある。なお、上部欄外に「判二二六号」の朱書きがある。

(注53) 前注の記載をもって【二六一二】事件のそれに代えたものと思われる

る。本件では、被告、原告の順に記載されている。

(注54) 【二七】事件の用紙は、【九】と同じ。全二葉。

(注55) 『訴状受取録』には、本事件に該当する項目が見当たらない。

(注56) 【二八】事件の用紙は、【九】と同じ。全二葉。

なお、右欄外に、「九年五月廿六日言渡ス」の墨書と、その下部に

「六月三日糶賣」の墨書と「脇屋」の丸朱印がある。

(注57) 『訴状受取録』(民第六号ノ二)には、

「四月廿七日 貸金催促訴 (原) 同上 甲奴郡上下村SK八朗)

千四百十一 代人 角倉 慎三)

掛粕屋 副小島 (被) 恵蘇郡下原村

F I末藏外一名」とあり、

事件名の隣の欄に、「十年四月廿六日 席後済」の朱書きと朱の丸印

がある。なお、上部欄外に「判二二六号」の朱書きがある。

(注58) 【二九】事件の用紙は、【九】と同じ。全二葉。

(注59) 『訴状受取録』(民第六号ノ二)の、明治八年

「三月二日 貸金催促ノ訴 (原) 廣島柳町 TN豊次郎

七百六十九 代言人 富田治左衛門

掛粕屋 副馬渡 (被) 高宮郡東村

T B甚右衛門」とあり、

事件名の隣の欄に、「四月廿八日 配当スミ」の朱書きと朱の丸印が

ある。なお、目次には、明治九年の項目に続いて「全年」と記載され

ているが、明治八年の書き誤りと思われる。

(注60) 【三〇】事件の用紙は、【九】と同じ。全三葉。なお、右欄外に

「第七百六十八号」の朱書きがある。

(注61) 『訴状受取録』(民第六号ノ二)の、明治八年

「七百六十八 貸金催促訴 第一大区二町目MI清助

代言人 八木 善太郎

八月廿三日

同区堀川町

○ 裁許 K G 忠七」とあり、

事件名と当事者氏名は墨書、事件番号と○は朱書き、「八月廿三

日 裁許」は紫の墨書、欄外上部に「粕屋」の丸朱印と「判二二六

号」の墨書。また、上部欄外に「六月九日」の記載のもとに六件が記

載されている。

七 事件を担当した広島県官員等履歴

番号	押印者	氏名	出身(地)	出生年月 (明治七年現在 の年齢)	任解・進退等
1	伊達	伊達宗興 (旧名五郎)	和歌山県貫屬 士族	文政七(一八二 四)年七月 五〇歳	明治四(一八七一)年・辛未二月一六日二六日 広島県参事 明治五年 広島県権令 明治八(一八七五)年二月一日 依願免本官
2	中野	中野重明	元本貫福知山県 豊岡県貫屬士族	天保二(一八三 一)年一二月 四三歳四月	明治五年 八月二七日 於東京・広島県九等出仕(聴訟課) 同 五年一月一八日 任同県典事 同 六年二月二三日 租税出納両課長 同 八年 三月三〇日 (大屬) 免本官
3	緒方	緒方惟堯	神山県(愛知 県)貫屬士族	弘化二(一八四 五)年四月 二八歳七月	明治五年 九月 八日 於東京・広島県一等待出仕(聴訟課) 同 七年 四月 二日 司法中解部。佐賀県中属に転出 同 一〇年 二級判事補、東京裁判所判事補 同 一四年 東京上等裁判所三等属 同 一五年 東京控訴裁判所書記に転じる 同 一九年(九月一〇日現在) 東京控訴院書記。後、東京都麹町区治安裁判 所判事 同 廿二年 四月廿四日 歿(四五歳)
4	畔柳	畔柳時行 (旧名規矩雄)	京都府貫屬士族	弘化二(一八四 五)年一二月 二八歳	明治五年 正月二八日 於東京・広島県二等出仕(聴訟課) 同 年 三月一七日 任権大属 同 六年二月二三日 聴訟課長

明治初年、広島県庁の民事裁判について (一) (加藤・紺谷)

	5	6	7	8	9
	山田	一色	村上	藤井	白濱
	山田 熊雄	一色 小十郎	村上 定庸	藤井 勉三	白濱 貫禮
	広島県貫属士族	和歌山県下農	京都府貫属士族	山口県貫属士族 (元 山口藩士)	鹿児島県貫属
	嘉永三(一八五〇)年二月 二四歳	天保二(一八四一)年二月 三三歳二月	弘化二(一八四一)年二月 二九歳一月	天保一一(一八四〇)年正月 三四歳	文政五(一八二二)年壬午六月 四八歳
<p>同 七年二月 二日 司法省九等出仕に転出</p>	<p>明治四(辛未)年一〇月一三日 任広島県少属(刑律断獄係)</p> <p>同 年十一月五日 同県被廢(追テ御沙汰迄ハ是迄通事務取扱)</p> <p>同 五年 四月二三日 一四等出仕(聴訟課)</p> <p>同 六年 九月二四日 権中属</p> <p>同 年二月二三日 聴訟課長</p> <p>同 一九年(九月一〇日現在) 新潟始審裁判所判事</p>	<p>明治五年 正月三日 於東京・広島県一四等出仕(庶務課)</p> <p>同 六年一〇月二日 権少属</p> <p>同 七年二月二日 補県一二等出仕</p>	<p>明治五(壬申)年四月一〇日 於東京・広島県一二等等出仕(聴訟課)</p> <p>同 七年二月 三日 聴訟課長</p> <p>同 八年 三月三〇日 免本官</p> <p>同 一九年 京都始審裁判所「書記」として記載</p>	<p>明治五年 四月 二日 任敦賀県参事</p> <p>明治六年 一月一九日 任敦賀県権令</p> <p>同 八年 二月二五日 広島県権令</p> <p>同 九年 二月二九日 任同県令</p> <p>同 一三年 歿</p>	<p>広島県権参事</p> <p>明治八年 六月二三日 任兼七等判事</p> <p>同 年 八月一八日 任県参事</p> <p>同 年二月三日 免兼七等判事</p> <p>同 九年 一月二八日 死去</p>

14	13	12	11	10
松野	馬渡	横地	矢矧	小島
松野 節夫	馬渡 俊猷 ^{ミナトリ}	横地 安信 (旧名 秀次郎)	矢矧 州三	小島 稱次
広島県貴属士族	長崎県貴属士族	濱松県貴属士族 (元 静岡藩士)	愛知県下平民	宮城県下農
弘化三(一八四六)年戊二月二十七歳五月		天保九(一八三八)年七月三六歳	弘化元(一八四四)年二月三五歳一月	嘉永五(一八五二)年二月二二歳四月
同 一九年(九月一〇日現在) 堺治安裁判所判事補	同 一九年(九月一〇日現在) 横浜始審裁判所判事 同 三二年二月二五日付 東京控訴院判事を退職	同 治八年 八月一四日 任広島県中属(庶務課中警察係専攻) 同 年 九月一三日 聴訟課中聴訟係専務 同 九年 六月廿三日 依願免本官後、司法省に転出したのち、判事に任命される。 同 一九年(九月一〇日現在) 長崎控訴院評定官 同 二六年 三月二一日付 函館控訴院判事を退職	同 八年 三月三〇日 免本官 同 治七年 六月一四日 任県権少属(聴訟課)	同 治六年 四月二四日 於東京・広島県一五等出仕(聴訟課) 同 七年 八月二二日 依願免 同 年一〇月二日 於東京・補県一五等出仕(聴訟課)

明治初年、広島県庁の民事裁判について (一) (加藤・紺谷)

20	19	18	17	16	15
櫻井	大脇	園田	武久	小島 (範)	柏屋
櫻井直養	大脇弼教	園田弘	武久昌季	小島範一郎	柏屋萬尋 (旧名ト)
			敦賀縣士族 (旧若狹小濱藩士族)。姓は源	広島県士族	敦賀県士族 (元小濱藩士)
				嘉永五(一八五二)年三月生	弘化元(一八四四)年八月生
明治九年(五月一〇日現在) 大坂上等裁判所六等判事 明治九年九月二七日(同一三年一月一日) 金沢裁判所長 (金沢始審裁判所の前身)	明治九年 大坂上等裁判所判事	明治九年(現在) 大坂上等裁判所判事	明治三年 彈正少巡察、權大巡察 同 五年頃 權少判事正七位 同 九年頃 (大坂上等裁判所判事办) 同 一一年** 大坂上等裁判所判事 同 一四年頃 同裁判所首席 同 一五年 大審院判事、正六位勲五等 同 廿一年頃 奏任一等下、函館控訴院評定官 同 廿三年一〇月一七日 死去	(前(県)等外一等) 明治八年 四月二七日 補一五等出仕 同 年 五月二二日 聽訟課中聽訟係專務	明治六年 六月廿二日 補敦賀県一五等出仕 同 七年二月一五日 任敦賀県史生 明治八年 五月一九日 広島県史生(庶務課中進達記録掛) 同 年 六月 四日 權少属(聽訟課聽訟係專務) 同 年 二月二八日 任少属 同 一九年(九月一〇日現在) 広島治安裁判所長・判事補 同 三一年*九月一一日付 尾道区裁判所判事を退職

楠 精一郎『明治立憲制と司法官』慶應通信(株)(平成元年)

『司法沿革誌』七〇八頁(櫻井)

『府県史料』(内閣文庫・マイクロフィルム版)中、「広島県史料十八(二十二)及び「福井縣史料三十八)」

『明治一九九年官員録 司法省』(九月一〇日付)

『官報』三三二一、二九一五、三〇六四、三四八二、四六四〇号など

(注2) 同表中、⑤⑥⑫⑬⑭⑮⑯の履歴については、他に加藤 高「明治前期・司法官任用の一断面」修道法学第三三卷二号二四一頁以下を参照。

(注3) 同表中、粕屋萬尋(番号15)の「同三二年*」の個所は、楠教授の著書八〇頁注6によると「明治二六年九月二日付」とされている。

(注4) 同表中、武久昌孚(番号17)の「同一年**」の個所は、『明治過去帳』六〇九頁による。

(注5) 同表中、上田庸熙(番号21)の「同廿九年***」の個所は、楠教授の著書二五八頁注7によると「明治三〇年四月一〇日付」とされている。

(注6) 本裁判資料中、掛官名については、押印の文字だけでは、複数の官員がいるため(たとえば、岩田・渡邊など)、特定できなかつた。他日にその点を検討したい。

(注7) 同表中、⑰⑳は大坂上等裁判所判事名である。